

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月18日
【事業年度】	第10期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	株式会社トリドリ
【英訳名】	toridori Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中山 貴之
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区円山町28番1号
【電話番号】	03-6892-3591
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 森田 一樹
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区円山町28番1号
【電話番号】	03-6892-3591
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 森田 一樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	1,057,864	2,054,814	3,222,096	4,273,709	5,372,804
経常利益又は経常損失 () (千円)	404,360	393,476	115,513	437,780	701,842
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	436,176	565,223	133,700	258,773	437,145
包括利益 (千円)	436,176	565,223	133,700	323,508	500,360
純資産額 (千円)	27,279	1,056,315	1,189,958	1,490,482	1,907,566
総資産額 (千円)	1,192,061	2,238,601	3,289,194	4,841,940	6,773,418
1株当たり純資産額 (円)	226.57	340.31	383.47	432.90	548.48
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	185.97	203.41	43.18	81.63	133.04
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	39.97	77.14	129.61
自己資本比率 (%)	2.0	47.0	36.1	29.3	26.7
自己資本利益率 (%)	-	-	11.9	19.9	27.1
株価収益率 (倍)	-	-	60.24	27.33	23.26
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	420,599	454,045	11,082	97,568	403,713
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	116,435	10,273	110,871	911,409	579,086
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	96,559	1,429,977	612,053	720,285	555,205
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	216,141	1,181,798	1,671,898	1,578,342	1,958,175
従業員数 (人)	91	106	111	123	136
(外、平均臨時雇用者数)	(35)	(50)	(46)	(44)	(22)

- (注) 1. 当社グループの売上高のうち、代理人取引に係る売上高については、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額にて表示しております。
2. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第6期及び第7期の自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 第6期の株価収益率は、当社株式は非上場であるため記載しておりません。また、第7期の株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。
6. 当社は2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	880,506	1,669,630	2,736,465	2,934,523	3,473,689
経常利益又は経常損失 () (千円)	291,858	249,705	83,658	184,923	701,740
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	294,752	706,647	114,736	158,469	597,081
資本金 (千円)	100,000	897,130	50,000	89,626	94,792
発行済株式総数					
普通株式 (株)	104,889	3,096,400	3,096,400	3,276,520	3,300,000
A種優先株式 (株)	14,286	-	-	-	-
純資産額 (千円)	168,702	1,056,315	1,170,994	1,406,856	2,037,390
総資産額 (千円)	1,229,642	2,157,624	2,889,591	3,677,377	5,005,978
1株当たり純資産額 (円)	159.16	340.31	377.35	429.08	610.08
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	125.67	254.30	37.05	49.99	181.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	34.30	47.24	177.02
自己資本比率 (%)	13.5	48.8	40.4	38.2	40.2
自己資本利益率 (%)	-	-	10.3	12.3	34.9
株価収益率 (倍)	-	-	70.19	44.63	17.03
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	82	95	100	79	53
(外、平均臨時雇用者数)	(27)	(42)	(45)	(43)	(19)
株主総利回り (%)	-	-	133.2	114.3	158.6
(比較指標：東証グロース指数) (%)	(-)	(-)	(96.0)	(88.9)	(95.2)
最高株価 (円)	-	2,934	3,465	3,800	3,340
最低株価 (円)	-	1,770	1,715	1,116	1,590

(注) 1. 当社の売上高のうち、代理人取引に係る売上高については、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額にて表示しております。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第6期及び第7期の自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。また、第7期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

7. 2022年9月9日付で、A種優先株主及びB種優先株主の取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2022年9月9日開催の臨時取締役会決議に基づき、同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式をすべて消却しております。

8. 当社は2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
9. 2022年12月19日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第6期及び第7期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
10. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
なお、2022年12月19日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等の推移については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

2016年 6月	株式会社アップロントを設立し、インフルエンサーに特化した成果報酬型広告（アフィリエイト）の仲介サービス（現toridori ad）を開始
2016年10月	非連結子会社として株式会社OTOZUREを設立し、YouTubeの企画や映像制作、その他各種SNSに関わる一連の業務を受託し役務提供を行う活動支援サービス（現toridori studio）と純広告型広告の仲介サービス（現toridori promotion）を開始
2017年 7月	株式会社アップロントから株式会社コラボテクノロジーに商号変更
2018年 4月	マイクロインフルエンサー（フォロワー数が100,000人未満のインフルエンサー）とSMB（中小事業者／個人事業主）とのマッチングプラットフォームサービス（現toridori base）を開始
2019年12月	株式会社コラボテクノロジーが、株式会社OTOZUREを吸収合併
2020年 8月	株式会社コラボテクノロジーから株式会社トリドリに商号変更
2021年 7月	株式会社トリドリと株式会社GIVINの株式交換により、株式会社GIVINを完全子会社化、インフルエンサーのブランド運営支援サービス（現toridori made）を開始
2022年 9月	海外のアパレル商品を取り扱うセレクトブランドECショップCRAMMYの運営を開始
2022年12月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年11月	株式会社OverFlowを株式取得により子会社化
2024年 7月	株式会社niksを設立、子会社化
2024年 7月	株式会社トリドリISを設立、子会社化
2024年10月	株式会社blendsを株式取得により子会社化
2025年 7月	株式会社Voosterを設立、子会社化

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、『「個の時代」の、担い手に。』というミッションをかかげており、多様なインフルエンサー（InstagramやYouTubeなどSNS上で活動している個人）を支援しております。インフルエンサー・プラットフォームとしてインフルエンサーの価値を最大化し、企業・消費者・インフルエンサー、誰もが手軽にSNSの力を享受できる世界を実現したいと考えております。

近年のSNS利用率の向上や副業や兼業の解禁・促進により、マイクロインフルエンサーを含め、インフルエンサーとして活動する人の数は年々増加しております。個人がインフルエンサーとしてコンテンツの発信者になり、そこにまたファン、視聴者等が生まれ、そのファンの中から情報を拡散する力を持ったインフルエンサーが生まれるという、新たなブームや文化を生む原動力となっております。当社グループは、社会を動かすインフルエンサーが価値を最大化できるように支援をすることで、世の中の様々な「ほしい」に応えていきます。

なお、当社グループの事業セグメントにつきましては、インフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであります。

当社グループが提供するサービスの価値の源泉は、創業以来蓄積してきたインフルエンサーデータベースであります。引き続きデータ量の拡充と機械学習の強化により、当社の価値の源泉であるインフルエンサーデータベースの価値最大化を目指してまいります。このインフルエンサーデータベースを活用し、データドリブンな方法で、さまざまなお客様の認知・集客の課題を解決してまいります。顧客規模に応じて「プロダクト領域」と「マーケティングパートナー領域」の大きく二つの提供手段によって、サービス提供してまいります。それぞれの領域に紐づく個別のサービス内容は以下のとおりであります。



プロダクト領域

SMB（中小事業者／個人事業主）のお客様向けには、引き続きプロダクトを活用して価値提供してまいります。今後は店舗事業者向けとEC事業者向けにサービスを細分化し、これまで以上に多くのSMBのお客様にご利用いただけるサービスへの進化を目指してまいります。

「toridori base」[インフルエンサーマーケティングプラットフォームサービス]

顧客企業がインフルエンサーに直接PR投稿を依頼できるマーケティングプラットフォームです。顧客企業側のアプリは「toridori marketing」、インフルエンサー側のアプリは「toridori base」として運営しております（以下、両者をまとめて「toridori base」と呼ぶ）。顧客企業がプラットフォーム上でPR投稿依頼を掲載すると、商品を紹介したい全国のインフルエンサーが自ら立候補します。

インフルエンサーは顧客企業に採用されると、PR対象となる商品やサービスを無料で体験することができ、体験後に自身のInstagram、TikTokなどのSNSで、体験内容のレビューを投稿します。中には、PR対象となるサービスを無料で体験することに加えて、企業から投稿の報酬として金銭が支払われる案件もあります。

当社グループは、「toridori base」を通じて、マイクロインフルエンサー（フォロワー数が10万人未満のインフルエンサー）をメインとしたインフルエンサーに対してSNS活動の支援及び収益機会を提供しております。

また、顧客企業側にとっても、システム上で直接インフルエンサーとPRにまつわるやりとりのすべてを完結できるため、ミドル・メガインフルエンサー（フォロワー数が10万人以上のインフルエンサー）を用いた広告手段と比較して値段を安く抑えられ、低価格帯でのインフルエンサーのPR投稿による認知拡大や集客のためのマーケティング活動を実現することができます。

なお、「toridori base」の主な収益は、顧客に対する月額使用料となっており、インフルエンサーに対してはサービスを無料で提供しております。

「toridori base」はこれまで飲食業界、美容業界、通販業界等を中心に、レジャー、観光業界までSMB事業者をメインとして幅広い業種のお客様にご活用いただいております。また、様々な年齢層から構成されたインフルエンサーに登録いただいております、これらのインフルエンサーは、都市圏を中心に幅広い地域で活動しております。

「Vooster」[運用型インフルエンサーマーケティングプラットフォーム]

「Vooster」は、当社グループが蓄積してきたインフルエンサーデータベース及び広告成果データを活用し、AIにより最適なインフルエンサーの選定及び施策運用を自動化する、運用型インフルエンサーマーケティングプラットフォームであります。

従来の固定報酬型タイアップ広告や月額定額制サービスとは異なり、広告主が設定した予算及び目的に応じて、エンゲージメント予測モデルを活用したインフルエンサー選定、オファー送付、投稿実施、成果確認までを一気通貫で自動化する仕組みを特徴としております。広告主は初期費用や月額固定費を要さず、従量課金型で予算を柔軟に設定することが可能であり、成果を可視化しながら継続的に施策を最適化することができます。

本サービスでは、累計マッチング実績等のデータを基盤としたエンゲージメント予測に基づき、影響力に応じた報酬水準を設定しております。これにより、広告主にとっては費用対効果の透明性を高めるとともに、インフルエンサーにとっては影響力が適切に評価される公正な報酬機会を提供しております。

当社グループは、本サービスを「toridori base」に続く新たな収益の柱として育成する方針であり、AIモデルの高度化及びデータ量の拡充を通じて、インフルエンサーマーケティングにおける成果可視化と運用型広告の高度化を推進してまいります。

マーケティングパートナー領域

中堅・大手企業のお客様向けには、引き続き伴走支援型で価値提供してまいります。M&Aをはじめとしたケイパビリティの強化により、これまで以上に顧客課題に対して深く解決できる体制を目指してまいります。

「toridori ad」[成果報酬型広告サービス]

マイクロ～ミドルを中心に幅広い層のインフルエンサーに特化した成果報酬型（アフィリエイト）広告サービスであり、顧客企業が登録インフルエンサーに直接案件を掲載・募集できるマーケティングプラットフォーム「toridori ad」を運営しております。アフィリエイトとは、顧客企業のwebサイトにおいて、何らかの成果（購買、資料請求、会員登録等）が発生した場合に、インフルエンサーに対して、その成果に応じた報酬を支払うという広告形態であります。売上発生後に費用が発生するため、導入リスクが少なく、また売上発生に紐づいて費用が発生するため明確に費用対効果を把握できることから、美容品や通販などといった顧客企業にとってメリットが大きいサービスとなっております。

「toridori ad」の掲載案件に応募して採用されたインフルエンサーは、顧客企業のPR対象となるサービスを無料で体験するとともに、自身のInstagram、TikTokやYouTubeなどのSNSアカウントで体験内容のレビューを投稿します。後日、その投稿に掲載されたリンク経由での成果発生件数（購入件数等）に応じた報酬が顧客から当社グループに支払われ、そこから一定の手数料を差し引いた金額をインフルエンサーに支払っております。

「toridori promotion」[総合広告代理店サービス]

「toridori promotion」は、インフルエンサーマーケティングを中核としつつ、タレントキャスティング、マーケティング戦略立案支援、TVCMを含むマス広告施策、SNSマーケティング、デジタル広告運用、クリエイティブ制作等を提供する総合広告代理店サービスであります。主に中堅・大手企業を対象に、顧客の事業戦略及びブランド戦略に基づいたマーケティング戦略の策定から、広告企画、制作、メディアバイイング、施策実行、効果測定及びレポートまでを一気通貫で支援しております。

インフルエンサー施策にとどまらず、テレビ、デジタル、SNS等の複数チャネルを横断した統合的なコミュニケーション設計を行うことで、認知拡大を目的としたブランディング施策から売上拡大を目的とした販促施策まで、幅広いマーケティングニーズに対応しております。本サービスの主な収益は、広告代理業務に係る手数料収入及び制作関連収入等であります。

「toridori made」[ブランド運営支援]

様々なジャンルでファンを魅了する世界観を持ったインフルエンサーの、自身のブランドを立ち上げ、商品を販売したいというニーズにお応えするサービスです。当該サービスは主に、2021年7月に買収した株式会社GIVINにおいて運営しております。

当社グループはインフルエンサーからの依頼に基づき、アパレルやコスメなどの商品を中心にD2Cオリジナルブランドを立ち上げ、インフルエンサーと共同でブランドの育成・運営を行います。インフルエンサーとの商品企画、仕入、発注、販売、在庫管理、プロモーション、カスタマーサポートに至る一連のブランド運営業務を当社グループにて行っております。

インフルエンサーに対しては販売実績に応じて、報酬が支払われる仕組みとなっております。

これまで、インフルエンサーはPR投稿による広告収入が主な収入源となっていましたが、「toridori made」によるブランドの確立を通してインフルエンサー自身が培ってきた影響力を自分の好きなように活かすことができ、インフルエンサーの新たな収益機会、活躍及びキャリア形成の場を提供しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社GIVIN (注)2.3	東京都渋谷区	25,987	インフルエンシ・プラットフォーム事業	100.00	役員の兼任あり。 資金の貸付けあり。 経営管理
株式会社OverFlow	東京都渋谷区	4,000	インフルエンシ・プラットフォーム事業	83.50	役員の兼任あり。 経営管理
株式会社niks (注)4	東京都渋谷区	1,000	インフルエンシ・プラットフォーム事業	60.00	役員の兼任あり。 資金の貸付けあり。 経営管理
株式会社トリドリIS (注)2	東京都渋谷区	10,000	インフルエンシ・プラットフォーム事業	51.00	役員の兼任あり。 資金の貸付けあり。 経営管理
株式会社blends	東京都渋谷区	5,000	インフルエンシ・プラットフォーム事業	70.00	役員の兼任あり。 資金の貸付けあり。 経営管理
株式会社Vooster (注)2	東京都渋谷区	10,000	インフルエンシ・プラットフォーム事業	100.00	役員の兼任あり。 資金の貸付けあり。 経営管理

(注)1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 株式会社GIVINについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	681,023 千円
	(2) 経常利益	108,774
	(3) 当期純利益	123,429
	(4) 純資産額	77,449
	(5) 総資産額	221,506

4. 株式会社niksについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	562,466 千円
	(2) 経常利益	175,407
	(3) 当期純利益	123,331
	(4) 純資産額	36,128
	(5) 総資産額	591,776

5. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)
136(22)

- (注) 1. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、インフルエンシ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
53(19)	32.1	2.2	4,735,808

- (注) 1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除いた就業人員数であります。
2. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は、インフルエンシ・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 従業員数が前連結会計年度末に比べ26名減少しておりますが、主としてグループ会社への出向によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、『「個の時代」の、担い手に。』というミッションをかかげており、InstagramやYouTubeなどSNS上で活動されている多様なインフルエンサーを支援しております。インフルエンサーを基軸としたプラットフォームを作ることで、様々な企業がSNSをうまく活用でき、インフルエンサーがより活躍できる世界になり、現代の細分化された消費者のニーズにサービスがマッチするより良い世界を実現できると考えております。

(2) 経営戦略等

当社グループは2025年に策定した中期経営計画（2025年度～2027年度）に基づき、目標達成に向けた取り組みを進めております。なお、中期経営計画の基本方針は次のとおりです。

中計要旨



■ 業績計画

2024年12月期	売上高42億円、営業利益4.5億円／営業利益率10.6%
2027年12月期	売上高100億円、営業利益20億円／営業利益率20.0%（※計画最終年度までの売上高CAGRは32.8%）
ROE	今後利益拡大とその累積等により自己資本の増加が予想されるが、その中においてもROE20%を維持することを目標に効率的経営を継続してゆく

■ 計画達成に向けての施策

	プロダクト領域	現在は店舗向けに偏重していたが、今後は店舗向けとEC向け双方のニーズに対応 効果測定機能を武器にEC事業者という広大な領域にチャレンジ
	マーケティング パートナー領域	現在は中堅・大手顧客にはほぼインフルエンサーマーケティングに限った支援であったため、 今後はM&Aを通じ戦略、ブランディング、クリエイティブなど一気通貫なマーケティング支援を実現。 1案件当たりで莫大な予算を持つ中堅・大手顧客を支援
	インフルエンサー データベース	最大の強みであるインフルエンサーデータベースの規模と精度を向上させ、 AIを活用した成果向上をはじめ、様々な機能の創出につなげていく

■ 株主還元

- ✓ 2023年の減資により累積損は解消、また恒常的黒字確保への確度が高まったことで株主還元への道筋が見えてきたと考える
- ✓ 投資家層のすそ野拡大に資するような株主還元施策を考察中

価値の源泉の強化

インフルエンサーデータベース

データ量の拡充と機械学習の強化により、当社の価値の源泉であるインフルエンサーデータベースの価値最大化を目指してまいります。このデータベースを活用し、データドリブンな方法で、さまざまなお客様の認知・集客の課題を解決してまいります。

価値の提供手段の強化

プロダクト領域

SMB（中小事業者／個人事業主）のお客様向けには、引き続きプロダクトを活用して価値提供してまいります。今後は店舗事業者向けとEC事業者向けにサービスを細分化し、これまで以上に多くのSMBのお客様にご利用いただけるサービスへの進化を目指して参ります。

マーケティングパートナー領域

中堅・大手企業のお客様向けには、引き続き伴走支援型で価値提供してまいります。M&Aをはじめとしたケイパビリティの強化により、これまで以上に顧客課題に対して深く解決できる体制を目指してまいります。

中期経営計画の詳細につきましては、2025年2月13日に公表しております「中期経営計画（事業計画及び成長可能性に関する事項）」をご参照ください。

(3) 経営環境

2025年のインターネット広告費は、SNS上の縦型動画広告やコネクテッドTVなどの動画広告需要の高まりなどを背景に、前年比110.8%の4兆459億円（出典：株式会社電通「2025年 日本の広告費」）と引き続き成長を見せており、この好調に支えられて、日本の総広告費は4年連続で過去最高を更新しております。

そのような環境下において、近年では消費者の認知・検索という行動においてSNSが果たす役割はますます拡大しております。2010年代までは、消費者はテレビを見て認知を行い、Googleなどの検索エンジンで検索する、という流れが主流でした。しかし近年では、Instagram、TikTokやYouTubeといったSNSで新しい情報を認知し、検索するという流れが主流になりつつあります。15-24歳に対する意識調査では、ブランドの認知を「Instagram(51.0%)」、「Twitter(48.5%)」、「動画配信サービス(45.0%)」にて行うという結果や、ブランドや商品の情報収集についても「Instagram(31.5%)」、「Twitter(29.3%)」、「動画配信サービス(29.0%)」にて行うという結果がでております（出典：SHIBUYA109 lab.調べ 株式会社SHIBUYA109エンタテイメント 「Z世代のSNSによる消費行動に関する意識調査」）。

これまでの、テレビ・検索エンジンが認知・検索に影響を与えていた時代において、企業はテレビを見る消費者に対してマス広告を行い、検索エンジンでの検索に対応するためSEO対策（Search Engine Optimization, 検索エンジンのオーガニックな検索結果において、特定のウェブサイトが上位に表示されるよう、ウェブサイトの構成などを調整すること）を行ってきました。そのため、認知領域では大手の広告代理店や芸能事務所が、検索領域ではネット広告代理店やポータルサイトが大きな影響力を持っていました。しかし、2020年代より、SNSが消費者の認知と検索の主たる媒体になりつつあり、当社グループの提供するインフルエンサーと企業をつなげるプラットフォームの認知・検索領域における影響力はますます高まっていくと考えております。

また、SNSで広告を行う場合には、広告代理店の担当者がついて、企画・インフルエンサーとの調整をすべてアナログで行っており、広告予算に余裕がある大手企業が高い手数料を代理店に支払い、メガインフルエンサーをキャストすることが一般的でした。

しかし当社グループが提供するサービスでは、企業の方が直接アプリで簡単にインフルエンサーをキャストできることで、値段を安く抑えることができ、幅広いお客様に利用していただくことができます。今までインフルエンサーマーケティングを行うことが困難だった中小企業及び個人事業主の方々に新しい手段を提供することで、当社グループ自身がインフルエンサーマーケティングの市場そのものを広げていきたいと考えております。そうした中、当社の注力サービスである「toridori base」は通販事業者・店舗事業者など事業形態を問わず、また、事業者の規模の大小を問わずご利用いただくことができるため、グルメ・ビューティー・トラベルジャンルを中心とした多種多様な事業者にご利用いただいております。当該事業者の広告費の規模は広大であると考えており、また、日本国内にインフルエンサーの数も豊富に存在しているため、上記市場規模を支えられるほどのSNSの利用環境へと変化してきております。Web上での集客、代理店活用、展示会への出店など様々な顧客獲得施策を取ることによって上述の様々な事業者に対してアプローチしております。

このような環境の中で、当社グループは市場全体の拡大とともに、注力サービスである「toridori base」への積極的な投資と、インフルエンサーに対する支援領域の拡大及び支援する対象インフルエンサーの裾野の拡大を経営戦略の柱としております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の主な課題は以下のとおりであります。

売上の拡大並びに利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

当社グループのインフルエンサー・プラットフォーム事業においては、各サービスの機能性・利便性向上及び市場シェアの獲得が重要と考えており、特に主力サービスの「toridori base」及び新規プロダクト「Vooster」において、システム開発人員やサービスの拡販に係る人件費、及び顧客獲得にかかるマーケティング活動の広告宣伝費などを継続的に投下しております。当社グループとしては引き続き費用対効果を勘案しながら適切に投資を行ってまいります。

中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に当たっては、これらの必要コストを上回る売上高の成長が重要であり、今後とも成長戦略を進めてまいります。

今後財務上の課題の発生が想定される場面及び発生確度につきましては、「3 事業等のリスク (2) 当社グループのビジネスモデルに関するリスクについて」をご参照ください。

資金繰りが悪化した場合の対策につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 資本の財源及び資金の流動性についての分析」をご参照ください。

人材採用、育成による生産性向上

当社グループのさらなる発展を目指すため、事業規模に見合う組織体制及び人事評価体制の確立、優秀な人材の確保、並びに確保した人材の早期育成の仕組みが不可欠であると考えております。企業理念の社内浸透や評価・教育研修制度の整備を進め、人材育成を通じて会社全体の生産性を向上させることで、さらなる収益性向上に努めてまいります。

広告審査体制の整備

当社グループが受ける広告案件及び当社広告マッチングの各サービスにおいては、広告関連法令やインターネット広告業界の自主規制に則った厳格な広告審査基準を顧問弁護士と連携して制定し、当社法務部による審査を実施しております。また、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA）や一般社団法人クチコミマーケティング協会（WOMJ）の会員として、定期的に法改正や広告審査に関する情報を収集し、当社の広告審査体制の改善及び当社内外に向けた法令遵守意識の啓蒙に努めております。今後、事業拡大による広告案件の増加や、新たなマーケティング手法を開発した際においても、引き続きこれらの対応を実施し、法令遵守の徹底に努めてまいります。

開発体制の強化

当社グループが属するインターネット広告事業においては、技術革新のスピードが非常に早く、また、新たなサービスや競合他社が次々と現れます。当社グループでは、このような市場環境の変化に対応し、競合優位性の確保及び事業の拡充を図るため、顧客やインフルエンサーの利便性をより高めるための既存サービスの機能改善や、新規広告商品やサービスの開発を行っております。これらを迅速に実施するため、開発環境の整備や優秀な人材の確保に引き続き取り組んでまいります。

当社グループ及びサービスブランドの知名度向上

当社グループが今後も成長を続けていくためには、自社サービスの知名度向上により、インフルエンサーの拡充及び顧客企業からの認知の拡大が必要不可欠と考えております。今後も費用対効果を勘案しながらも、プロモーション活動を強化してまいります。

情報管理体制の強化

当社グループは、各種サービスを通じて、インフルエンサー、広告主及び個人消費者等の個人情報多数取り扱っており、これらの情報を適切に管理・保護していくことが重要な経営課題であると認識しております。現在、個人情報保護管理規程に基づき情報管理を徹底しておりますが、今後も社内教育・研修の継続的な実施やシステム面での対策強化に加え、外部専門業者による脆弱性診断等を通じて、情報管理体制の継続的な整備・強化に努めてまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が今後も重要な課題であると考えております。このため、当社グループといたしましては、コーポレート部門の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

法規制等の変動に対応する社内体制

当社グループの事業は、広告関連法令、広告業界の自主規制、各種SNSプラットフォーム規約等の制約を受けますが、それら規制の改正、変更等の事業環境の変化に迅速に対応するため、事業部門とコーポレート部門が連携して情報の収集、分析、管理を行っております。また、規制等の変更に伴い対応が必要である際は、社内への周知、教育等によりその徹底を図っており、これらの対応を継続的に行っております。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

前述の経営方針に基づき、インフルエンサーの支援を通じて世の中に提供する価値の最大化を目指します。

当社グループは、この価値提供から生み出された結果である売上総利益（企業と消費者に対する請求総額である取扱高から、インフルエンサーに対する金銭報酬の支払額と商品原価を差し引いたもの）を重要な指標として考えております。

当社グループは、今後の成長可能性と社会に与えるインパクトを勘案し、「toridori base」を注力サービスとしており、「toridori base」の売上総利益の成長が当社グループ全体の中長期的な企業価値向上に影響を与えると認識しております。また、「toridori base」の成長に直結する重要指標として、「toridori base」の顧客数及び顧客当たりの四半期売上総利益を注視しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当該事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、社会から広く信頼を得る企業として高品質かつ発展的なサービスの提供を行うとともに、株主などのステークホルダーの期待に応えるため企業価値の向上を図ること、及び法令遵守と経営の透明性を確保するために、サステナビリティをめぐる課題への取組みを推進することが重要であると認識しております。当社グループでは、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めておらず、サステナビリティ関連のリスクや課題の監視及び管理をするためのガバナンス体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりませんが、当社が置かれている経営環境を踏まえ、サステナビリティに関連するリスク及び課題について、重要性に応じて経営会議で審議・検討し、取締役会に上程する体制としております。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

人材の育成に関する方針

当社グループの人材育成方針として、事業成長にあった組織及び人事評価体制の確立、優秀な人材の確保、並びに確保した人員の早期戦力化を重視しております。そのため、人事評価制度については、各職種・役割における期待水準を明確化し、評価結果を育成及び配置に反映する仕組みの整備に取り組んでおります。また、思想、信条、性別、国籍、新卒・中途採用の区別なく、経験、能力、多様な視点や価値観を有する人材の採用を進めております。人材育成においては、OJTを基本としつつ、全社共通のビジネススキル及び各部門の業務特性に応じた知識・技能の習得を目的とした研修機会を提供し、継続的な能力開発を促進することで、人材の育成を図っております。

社内環境整備に関する方針

当社グループは、従業員の生産性とワーク・ライフ・バランスの両立を図るため、従業員がライフスタイルや育児・介護等のライフイベントに応じて多様な働き方を選択できる環境の整備を進めております。具体的には、フレックスタイム制度、育児休業・介護休業などを導入するとともに、業務内容や職務特性を踏まえた柔軟な運用に努めております。これらの施策に加え、人的資本の重要性を踏まえ、多様なバックグラウンドや経験を有する人材が能力を発揮できる組織風土の醸成と、働きやすさの向上につながる施策について、継続的に検討及び改善を行ってまいります。

(3) リスク管理

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として内部監査室が情報の一元化を行っております。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度運用規程」を定め、リスクの把握と顕在化を抑制しうる体制を構築しております。

さらに、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

また、当社が認識する事業等のリスクに関する詳細は、「3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 人的資本に関する指標及び目標並びに戦略

当社グループでは、現時点においてサステナビリティに関する包括的な定量目標は設定しておりませんが、人的資本を重要な経営資源の一つと位置づけております。そのため、人材育成及び社内環境整備に関する施策の実効性を高める観点から、従業員数の推移、離職率、人材構成、評価制度の運用状況等の指標を継続的に把握し、組織運営の改善に活用しております。

今後も、事業成長との整合性を意識しながら、人的資本に関する取組みの高度化を図ってまいります。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、当該記載事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

当社では、事業上のリスクについて、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、それに対する管理体制を整備、構築することにより、適切なリスク対応を図ります。

なお、詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(1) 事業環境に関するリスクについて

業界動向について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：大）

株式会社電通の「2025年 日本の広告費」によれば、2025年の日本の総広告費は4年連続で過去最高を更新しており、その中でインターネット広告市場は前年比110.8%の4兆459億円と市場全体の成長を支える存在となりました。

今後も同市場は堅調に推移すると予想しておりますが、市場成長が阻害されるような状況が生じた場合、また、インターネット広告市場を含む広告業界においては、景気変動により顧客の広告支出が増減する傾向があるため、国内マクロ経済の動向及び国内主要産業部門における事業環境が変化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

サービスの陳腐化について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

インターネット広告市場は、日々新たな技術革新やサービスの提供が行われる市場であり、競合他社より有益な価値を顧客企業に対し提供する必要があります。当社グループでは、顧客企業のニーズに対応するために常に新たな技術の導入やサービス機能の強化及び拡充、技術者の確保に努めております。しかしながら、保有するサービス及び技術等が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合、あるいは変化する顧客企業のニーズに的確な対応ができなくなった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

法的規制について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループの営む事業は、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律、著作権法等の規制を受けております。当社グループとしては、法令やインターネット広告業界における自主規制、各種ガイドライン等の遵守を徹底した事業運営を行っておりますが、万一これらの違反に該当するような事態が発生した場合や、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更がなされ事業が制約を受けることになった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、インフルエンサーの投稿に関しては、法令違反等の不適切な投稿を未然に防止するための広告審査体制や、悪質なインフルエンサーを排除するチェック体制を構築しておりますが、インフルエンサーの投稿が広告関連法令等に違反する場合や、第三者の著作権、肖像権等を侵害する場合、不適切な投稿による炎上が発生した場合や投稿がステルスマーケティング（ ）と見做された場合には、当社グループのブランドイメージが悪化する等、社会的信用や評判に波及し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。

主要SNSのユーザー利用動向やプラットフォームの規制変更等について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社グループの事業は、TikTok、Instagram、Facebook、X等の主要SNSプラットフォーム上でのマーケティング手法を中心としております。利用者が増加傾向にあるSNSプラットフォームは広告媒体としての訴求力が高まることから、各SNSプラットフォームのユーザーの利用動向は重要な指標となるため、当社グループではこれらの動向に関する情報収集を行っておりますが、既存のSNSにおけるユーザーの利用動向の変化や、新たなSNSの流行に対して、当社グループの適切なインフルエンサーのネットワーク構築等の対応が遅れた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、広告関連の規約・規制等の変更により、従来可能であった広告手法や表現等を用いることが出来なくなる可能性があり、当社グループのマーケティング手法や体制の変更等の対応が遅れた場合や、SNSのセキュリティ面の不備により当該プラットフォームの信頼性に疑義が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当社グループの

サービスを提供しているSNSサービスが、利用者数の減少などにより、マーケティング媒体としての価値を低下させた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

競合他社の動向について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：小）

現在、国内でインフルエンサーマーケティング関連事業を展開する競合企業は複数存在しており、また、今後の市場規模拡大に伴い新規参入が相次ぐことも考えられます。当社グループは積極的な営業活動やインフルエンサーサポートサービスの充実に取り組んでおり、市場における優位性を構築し、競争力を向上させてまいりました。

今後もインフルエンサーに寄り添ったサービスをより充実させていくと同時に、サポート向上に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。新規参入により競争が激化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

自然災害・パンデミック等に係るリスクについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：長期、影響度：中）

地震や台風等の自然災害、テロ攻撃、ウイルス・伝染病等の集団感染（パンデミック）といった事象が発生した場合、正常な事業活動が困難となるおそれがあります。また、当社グループの拠点及びコンピューターネットワークのインフラは、一定の地域に集中しているため、同所で自然災害等が発生した場合には多大な損害を被る可能性があります。ただし、当社グループはシステムの冗長化、クラウドサーバーを用いたサービスの構築やリモートワーク可能な体制強化等を通じて、リスクの低減に努めております。さらに、自然災害等の発生によりインフルエンサーの投稿が自粛されるような事態が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 当社グループのビジネスモデルに関するリスクについて

「toridori base」事業の成長戦略について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：大）

当社グループの重点注力サービス「toridori base」については、基本的には月額課金型の収益モデルであります。サービスの特性上、一定の目的を達成した顧客においてサービスを一時的に中断或いは終了するケースが存在することを考慮したうえで、継続的な新規顧客獲得が事業の継続と持続的な成長において特に重要であると考えております。これを促進する為に、新規獲得販路の拡大、更には顧客の利用月数増加やインフルエンサーのクオリティ強化などに資するマーケティング施策にも注力しております。また、販売プランの見直しやオプションメニューのラインナップを増やすことで顧客単価の向上も同時に実現できるように努めております。

しかしながら、顧客やインフルエンサーの需要に応じたサービスを十分に提供できない場合や、当社グループのマーケティング戦略が十分な効果を得られない場合においては、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

インフルエンサーとの関係について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社グループの事業は、顧客のマーケティングに対して有益なサービスを提供しており、その多様なニーズに応えるため、数多くのインフルエンサーの確保が必要となります。そのため、インフルエンサーに対し、顧客の広告案件の継続的なご紹介やSNSへの投稿に関する法令・ガイドラインの遵守等の有用な情報を提供することにより、広範なネットワークを構築しております。しかしながら、様々な要因の変化によりインフルエンサーとの信頼関係が低下した場合や、顧客企業のニーズに合ったインフルエンサーを十分に確保できない場合、インフルエンサーが広告審査基準等を遵守しない又は当社グループの広告案件以外において炎上する等の当社グループの管理することができない事態が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新規事業開発について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループの今後の事業展開としまして、事業規模の拡大と高収益化を目指して、既存事業に留まらず新規事業開発に積極的に取り組んでいく方針であります。とりわけ新規事業の立ち上げについては、既存事業よりもリスクが高いことを認識しております。入念な市場分析や事業計画構築にも関わらず、予測とは異なる状況が発生し、計画どおりに進まない場合は、投資資金を回収できず当社グループの業績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

知的財産権の侵害（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社グループのインフルエンサーが制作する動画などについて、第三者から意図せずに著作権、商標権その他の権利（以下「知的財産権」といいます。）を侵害される可能性や第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性があります。知的財産権の第三者からの侵害に対しては、経営管理統括部及び関係部署がインフルエンサーと連携して対応しておりますが、インターネット上での権利侵害に対しては、法規制の未整備その他の問題から、知的財産権の保護を迅速かつ十分に受けることができない場合もあり、当社グループの事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

また、インフルエンサーによる意図せぬ知的財産権の侵害については、関係部署がインフルエンサーと連携して、コンプライアンス研修の実施などの予防対策を講じておりますが、法解釈の相違等により、侵害が意図せず生じてしまう等の事象が万一発生した場合には、当社グループの事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

ブランド運営支援サービスにおいては、各ブランドの販売動向や成長動向等を踏まえつつ必要に応じて商標権を取得し、その知的財産権を保護する管理体制としておりますが、契約条件の解釈の齟齬等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、又は第三者が当社グループの知的財産権を侵害するような場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティに係るリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

コンピューターシステムの瑕疵、実施済みのセキュリティ対策の危殆化、マルウェア・コンピューターウイルス、コンピューターネットワークへの不正侵入、役職員の過誤、自然災害、アクセス増加等の一時的な過負荷等により、重要データの漏洩、コンピュータープログラムの不正改ざん、システムダウン等の損害が発生する可能性があります。その結果、第三者からの損害賠償請求、当社グループの信用低下等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。担当部署において、これらのリスクに対するセキュリティ強化に取り組んでおります。

個人情報の管理に係るリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中）

当社グループは、個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って管理しております。しかし、情報セキュリティに係るリスク等により個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の低下等の損害が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

M&Aに係るリスクについて（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社グループでは、中期経営計画に沿って「プロダクト領域」及び「マーケティングパートナー領域」の領域において既存事業とのシナジー効果が見込める企業を対象にM&Aの実施を検討してまいります。M&Aにあたっては、事業、財務、法務等のデューデリジェンスを実施し、これらに関するリスクの検討を行っておりますが、買収時に想定した事業計画が予定どおり進捗しない場合には、のれんの減損等により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、新たなファイナンスによる負担や希薄化及び自己資本の変動のほか、新たに借入金を利用した場合、市場金利の変動の状況によっては、借入金利息の負担の増大等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業の運営体制に関するリスクについて

特定経営者への依存について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：大）

当社創業メンバーであり代表取締役社長CEOである中山貴之は、当社の大株主であるとともに、当社グループの経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。そのため同氏が、何らかの理由によって退任し、後任者の採用が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、当社代表取締役社長中山貴之から当社金融機関借入に対する債務保証を受けております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（関連当事者情報）」に記載しております。当社グループはこの債務被保証に係る保証料の支払いを行っておらず、また、金融機関との継続交渉により当該債務被保証を解消していく方針であります。

人材の獲得及び育成（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループは、今後の事業拡大に応じて必要な人材の継続的な確保と育成が重要であると考えています。そのためにも積極的な採用と早期戦力化のための育成制度の構築に努めていく方針であります。必要な人材の確保及び育成が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があります。この場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

訴訟発生リスクについて（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループでは、リスクマネジメント・コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、インフルエンサーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

内部管理体制の構築について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：短期、影響度：小）

当社グループは、グループ企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中）

当社グループでは、取締役、従業員等に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

配当政策について（顕在化の可能性：低、顕在化の時期：中期、影響度：小）

当社は、株主還元を経営の重要施策の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当もしくは自己株式の取得を行うことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長過程にあるため、当面の間は事業拡大に向けた積極的な事業投資や財務体質の強化等を優先いたします。また、当事業年度においても同様の方針としております。将来的には内部留保の充実状況や株主還元とのバランス等を踏まえて実施の判断を検討していきたいと考えております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、エネルギー価格や食料品価格の高止まり、円安基調の長期化、原材料価格の上昇等により、企業のコスト負担は高水準で推移しており、先行き不透明感が残る状況が続いております。

このような経済環境の下、企業のマーケティング投資においては、成果を可視化しながら柔軟に予算を調整できる手法への需要が一層高まっております。当社グループが属するマーケティング業界、特にインターネット広告市場は、こうしたニーズを背景に引き続き堅調に成長しており、2025年の国内インターネット広告市場規模は、前年比110.8%の4兆459億円となり過去最高を更新いたしました（出典：株式会社電通「2025年 日本の広告費」）。また、AIを活用したターゲティングや自動最適化の進展により、広告効果を確認しながら継続的に改善を行う運用型広告モデルが定着しており、SNS広告や動画広告を中心に広告投資が拡大しております。さらに、インターネット広告市場の中でも、インフルエンサーマーケティング市場では、企業のブランド認知向上や購買行動促進を目的とした活用が広がっております。一方で、従来のインフルエンサーマーケティングは、成果の事前予測や価格の妥当性が分かりづらく、広告主にとって投資判断が難しいという課題を抱えておりました。

このような事業環境の下、当社グループは、『「個の時代」の、担い手に。』というミッションを掲げており、InstagramやYouTube、TikTokなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）上で活動する多様なインフルエンサーを支援しております。インフルエンサーの価値を最大化し、企業・消費者・インフルエンサー、誰もが手軽にSNSの力を享受できる世界を実現することを目指しております。

これまで、インフルエンサーマーケティングプラットフォームサービス「toridori base」、成果報酬型広告サービス「toridori ad」、及びタイアップ広告サービス「toridori promotion」などの複数のインフルエンサーマーケティングサービスを展開して参りました。

当社グループは、中長期的な成長を見据え、インフルエンサーマーケティングをデジタル運用広告と同様に「成果を見ながら回せる広告」へと進化させることを目的に、運用型インフルエンサー広告プロダクト「Vooster」の開発・提供を進めております。当該プロダクトでは、AIによるインフルエンサー選定、エンゲージメント予測に基づく成果連動型課金、やりとり不要の自動実行等を通じて、広告主にとって納得感のある投資判断を可能にし、継続的な広告出稿を促進する仕組みの構築を進めております。

今後の中長期的な成長戦略としては、「toridori base」を中心としたプロダクト領域の拡大、中堅・大手企業をターゲットにしたマーケティングパートナー領域の強化、及びインフルエンサーデータベースの価値最大化を基本方針として掲げております。

これらの取り組みを通じて、インフルエンサーマーケティング市場の構造的進化を捉え、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

その結果、当連結会計年度の取扱高は9,051,038千円（前年同期比+7.2%）、売上高は5,372,804千円（同+25.7%）、売上総利益は4,895,234千円（同+25.0%）、営業利益は707,758千円（同+55.7%）、経常利益は701,842千円（同+60.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は437,145千円（同+68.9%）となりました。

なお、当社グループはインフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

(資産)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,931,478千円増加し、6,773,418千円となりました。これは主に、棚卸資産が94,874千円減少した一方で、現金及び預金が379,832千円、前払金が1,023,009千円、その他無形固定資産が291,738千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,514,394千円増加し、4,865,852千円となりました。これは主に、契約負債が78,524千円減少した一方で、買掛金が174,349千円、預り金が678,452千円、借入金が661,709千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ417,083千円増加し、1,907,566千円となりました。これは主に、資本剰余金が50,738千円減少した一方で、利益剰余金が437,145千円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ379,832千円増加し、1,958,175千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は、403,713千円(前年同期は97,568千円の資金の増加)となりました。これは主に、売上債権の増加126,545千円及び前払金の増加1,023,009千円により資金が減少した一方で、税金等調整前当期純利益の計上701,842千円及び預り金の増加678,452千円により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は、579,086千円(前年同期は911,409千円の資金の減少)となりました。これは主に、ソフトウェアの取得による支出330,953千円、長期貸付けによる支出300,000千円により資金が減少したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の増加は、555,205千円(前年同期は720,285千円の資金の増加)となりました。これは、長期借入金の返済による支出861,691千円により資金が減少した一方で、短期借入金の純増加額400,000千円及び長期借入れによる収入1,123,400千円により資金が増加したことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループの事業の内、「toridori made」においてはアパレルやコスメ等の品目を主に外注を活用して生産しておりますが、当社グループ全体の売上高に占める重要性は軽微であり、また生産から売上計上までの所要日数も短いため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループの事業の内、「toridori made」においては一部のブランドで受注生産方式を採用しておりますが、当社グループ全体の売上高に占める重要性は軽微であり、また受注から売上計上までの所要日数も短いため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループの事業セグメントは、インフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービス区分の名称	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
インフルエンサー・プラットフォーム事業		
プロダクト領域	3,470,308	+28.8
マーケティングパートナー領域	1,902,496	+20.4
合計	5,372,804	+25.7

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当連結会計年度の取扱高は9,051,038千円、売上高は5,372,804千円となり、これは各事業の拡大によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は477,570千円となりました。これは主に「toridori made」の商品原価であります。その結果、売上総利益は4,895,234千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は4,187,475千円となりました。これは主に給料及び手当や広告宣伝費及び販売促進費によるものであります。その結果、営業利益は707,758千円となりました。

(営業外損益、経常損益)

当連結会計年度の営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外損益純額は、5,915千円の損失となりました。これは主に補助金収入があったものの、支払利息が増加したことによるものであります。その結果、経常利益は701,842千円となりました。

(特別損益、法人税、住民税及び事業税、親会社株主に帰属する当期純損益)

当連結会計年度の特別損益については発生がありませんでした。

法人税等合計としては、201,482千円を計上しております。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は437,145千円となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要としては、事業の拡大に伴う人件費、外注費、クライアント獲得や認知度向上のための広告宣伝費及び販売促進費に加え、必要に応じてM & A等の投資を実施する方針であります。当社グループは、財政状態や資金使途を勘案しながら、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等は、資金需要の額や用途に合わせて柔軟に検討を行う予定であります。

最低資金残高につきましては、概ね取扱高の1ヶ月程度を想定しており、現時点において、手元流動性は高く、最低資金残高を上回るキャッシュポジションで推移しております。そのため、当社といたしましては、現時点において、流動性リスクを管理するための指標を設定しておりません。

また、資金繰りが悪化する場合に備え、流動性資産を十分に保有するとともに、資金の流入の動向を踏まえて資産・負債両面から適切な資金繰りを行っております。さらに、運転資金を効率的に調達するため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、売上総利益及び「toridori base」の顧客数及び顧客当たりの四半期売上総利益を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題に取り組んでおります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は365,707千円であり、その主なものはソフトウェアの資産計上及び本社オフィスの増床によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社グループは、インフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	インフルエ ンス・プ ラット フォーム事 業	本社設備等	29,124	2,908	228,532	260,564	32(19)
新潟支社 (新潟市中央区)	インフルエ ンス・プ ラット フォーム事 業	支社設備等	14,815	3,013	-	17,829	21(-)

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
				建物	工具、器具 及び備品	その他	合計	
株式会社 Vooster	本社 (東京都 渋谷区)	インフル エンス・ プラット フォーム 事業	本社設備 等	-	1,553	179,904	181,458	31(2)

- (注) 1. 提出会社の本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は95,966千円であります。
2. 提出会社の新潟支社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は21,109千円であります。
3. その他の主な内容は、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定であります。
4. 従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト及び人材会社からの派遣社員を含む)は年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,250,000
計	11,250,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,300,000	3,302,820	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数 100株
計	3,300,000	3,302,820	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
(第1回新株予約権)

決議年月日	2019年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社新株予約権の受託者 1 (注)7、8、9、10
新株予約権の数(個)	4,535 [4,394]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 90,700 [87,880] (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	430 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年12月24日 至 2029年12月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 439 資本組入額 220 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき170円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、20株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$
また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$
なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
4. 新株予約権の行使の条件
(1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
(2) 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

430円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

430円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、430円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が430円（ただし、上記注3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

(3) 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記注2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記注2に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記注4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役の決定（取締役会設置会社の場合には取締役会決議での承認））がなされた場合は、当社は、当社代表取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記注4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は2022年9月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
7. 本新株予約権は、渡邊義隆氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち指定されたものに交付されます。
8. 2021年11月26日付でコタエル信託株式会社を受託者として、当社の役職員に加え、社外協力者もインセンティブ付与の対象とする「時価発行新株予約権信託^①」（以下「本信託」という。）の設定を行い、第1回新株予約権を渡邊義隆氏から本信託に移管しております。
9. 本新株予約権の全ての受益者指定が完了し対象信託が終了したことから、本信託は終了しております。
10. 付与対象者の退職による権利喪失及び付与対象者の権利行使等により、当事業年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員19名及び当社元従業員1名となっております。

(第2回新株予約権)

決議年月日	2025年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び監査役 6名 当社従業員 9名 (注)6
新株予約権の数(個)	1,220
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 122,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,473 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2028年4月1日 至 2035年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,474 資本組入額 1,237
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき100円で有償発行しております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年12月期から2033年12月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、10,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本株予約権の行使は認めない。
- (4) 本株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

禁錮以上の刑に処せられた場合

当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社もしくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でない取締役会が認めた場合

当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(1) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)に定める規定により本株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5.(1)に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 付与対象者の退職による権利喪失及び付与対象者の権利行使等により、当事業年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役及び監査役6名及び当社従業員7名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年7月1日 (注)1	普通株式 3,839	普通株式 104,889 A種優先株式 14,286	-	100,000	149,782	399,787
2022年2月10日 (注)2	B種優先株式 21,495	普通株式 104,889 A種優先株式 14,286 B種優先株式 21,495	601,860	701,860	601,860	1,001,647
2022年9月9日 (注)3	普通株式 35,781	普通株式 140,670 A種優先株式 14,286 B種優先株式 21,495	-	701,860	-	1,001,647
2022年9月9日 (注)4	A種優先株式 14,286 B種優先株式 21,495	普通株式 140,670	-	701,860	-	1,001,647
2022年10月11日 (注)5	普通株式 2,672,730	普通株式 2,813,400	-	701,860	-	1,001,647
2022年12月16日 (注)6	普通株式 283,000	普通株式 3,096,400	195,270	897,130	195,270	1,196,917
2023年5月2日 (注)7	-	普通株式 3,096,400	847,130	50,000	1,146,917	50,000
2024年1月1日～ 2024年12月31日 (注)8	普通株式 180,120	普通株式 3,276,520	39,626	89,626	39,356	89,356
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注)8	普通株式 23,480	普通株式 3,300,000	5,165	94,792	5,130	94,486

(注)1. 株式会社G I V I Nの完全子会社化に伴う新株発行による増加であります。

2. 有償第三者割当 21,495株

発行価格 56,000円

資本組入額 28,000円

割当先

Global Catalyst Partners Japan 2号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合、株式会社セレス、IEファスト&エクセレント投資事業有限責任組合、X T e c h 2号投資事業有限責任組合、スリーエスカピタル1号有限責任事業組合、HIRAC FUND 1号投資事業有限責任組合、ファーストアドバイザーズ投資組合6号

3. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2022年9月9日付でA種優先株式、B種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

4. 当社が取得したA種優先株式、B種優先株式のすべてについて、会社法第178条の規定に基づき、2022年9月9日開催の臨時取締役会決議により、同日付で消却しております。

5. 2022年9月12日開催の臨時取締役会決議により、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

6. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格	1,500円
引受価額	1,380円
資本組入額	690円
払込金総額	390,540千円

7. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

8. 新株予約権の行使による増加であります。

9. 2026年1月1日から2026年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,820株、資本金が620千円、資本準備金が616千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	5	13	18	23	5	707	771	-
所有株式数（単元）	-	4,755	1,545	1,593	4,226	32	20,823	32,974	2,600
所有株式数の割合（%）	-	14.42	4.69	4.83	12.82	0.10	63.14	100	-

（注）自己株式24株は、「単元未満株式の状況」に24株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
中山 貴之	東京都渋谷区	1,036,080	31.39
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	324,400	9.83
Global Catalyst Partners Japan 2号投資事業有限責任組合	東京都港区南青山1丁目1-1	180,000	5.45
雨瀧 浩一郎	東京都新宿区	140,000	4.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	120,700	3.65
株式会社セレス	東京都渋谷区桜丘町1番1号	108,680	3.29
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	94,900	2.87
国本 貴志	東京都港区	90,000	2.72
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー)	89,763	2.72
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	81,237	2.46
計	-	2,265,760	68.65

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

2. 2025年9月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社が2025年8月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

大量保有者	アセットマネジメントOne株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
保有株券等の数	株式 297,000株
株券等保有割合	9.05%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,297,400	32,974	-
単元未満株式	普通株式 2,600	-	-
発行済株式総数	3,300,000	-	-
総株主の議決権	-	32,974	-

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社トリドリ	東京都渋谷区円山町28番1号	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	20	70,300

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	24	-	44	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主還元を経営の重要施策の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当もしくは自己株式の取得を行うことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長過程にあるため、当面の間は事業拡大に向けた積極的な事業投資や財務体質の強化等を優先いたします。また、当事業年度においても同様の方針としております。将来的には内部留保の充実状況や株主還元とのバランス等を踏まえて実施の判断を検討していきたいと考えております。

なお、当社では、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は取締役会となっております。また、当社は毎年6月30日を基準日として、取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会から広く信頼を得る企業として高品質かつ発展的なサービスの提供を行うとともに、株主などのステークホルダーの期待に応えるため企業価値の向上を図ること、法令遵守と経営の透明性確保が重要であると認識しております。

このような認識に基づき、当社は、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的な情報開示を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な強化に努めていく方針であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。また、会社法に規定する機関として、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行について自ら意思決定し、法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う体制としております。

この体制が経営の効率性と健全性を確保し、当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

a．取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。

議長：代表取締役社長CEO 中山貴之

構成員：取締役COO 井上智裕、取締役CFO 森田一樹、社外取締役 高安聡、社外取締役 長谷部潤

b．監査役会

当社は、監査役制度を採用し、監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。原則として、毎月の定時監査役会を開催しております。また、監査役は、取締役会及びその他重要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役等からの職務遂行状況の聴取、重要書類の閲覧等の監査手続を通じて、経営への監視機能を果たしております。なお、監査役監査及び内部監査各々の実効性をあげるべく、内部監査人並びに会計監査人との意見・情報の交換・聴取等を行っており、緊密な連携を行っております。

議長：常勤監査役 樽見伸二

構成員：非常勤監査役 藤岡大祐、非常勤監査役 青野瑞穂

c．内部監査室

当社は、代表取締役社長CEO直轄の組織として内部監査室を設置しており、代表取締役社長CEOより指名された内部監査の人員3名が被監査部門から独立した立場から監査を実施しております。なお、当該人員3名はコーポレート部門の兼任者により構成されており、内部監査担当者の所属部門に対する監査においては、自己監査を防止すべく、当該部門に所属していない人員による監査を実施しております。監査に際しては、内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、グループの全部門を対象に実施しております。

d．会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。また、会社監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会、内部監査人と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

e．リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

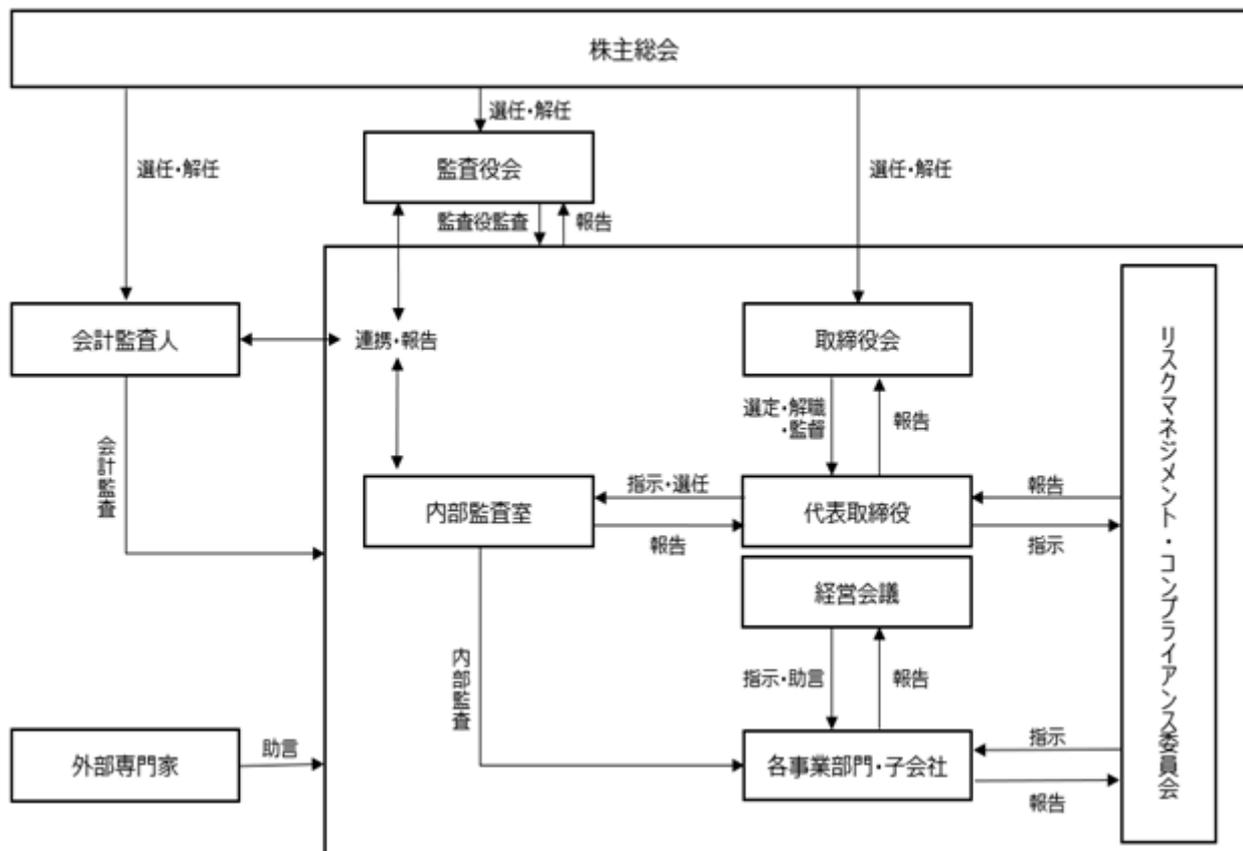
当社では、事業上のリスクについて、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役社長CEOを委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、それに対する管理体制を整備、構築することにより、適切なリスク対応を図ります。

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、取締役会の直属機関として、取締役、監査役及びコーポレートデザイン統括部員から構成され、原則として四半期に1回の開催に加え、必要に応じて随時開催しております。

f. 経営会議

経営会議は代表取締役社長CEO、取締役、常勤監査役及び執行役員により構成されており、原則毎月1回以上開催し、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議及び調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討いたします。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況について

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムに整備に関する基本方針を定め、総括管理責任者を経営管理統括部統括部長とし、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしており、現時点で不足事項等はないと認識しております。

() 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、当社並びに関係会社を含めた役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、「コンプライアンス・プログラム規程」を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役社長CEOを委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施いたします。
2. 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止並びに迅速に共有いたします。
3. コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、外部の弁護士への通報窓口及びコンプライアンス委員を直接の情報受領者とする「内部通報制度運用規程」を制定し、その規程に基づき運用します。
4. 内部監査部門として代表取締役社長CEO直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき定期的な内部監査の実施を行います。
5. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役に報告を行います。

- () 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1. 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
 2. 「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施しております。
 3. 個人情報につきましては「個人情報保護管理規程」に基づき、厳重に管理しております。
- () 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- 当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。
- なお、不測の事態が生じた場合には、「緊急事態対応マニュアル」に則り、代表取締役社長CEOを中心とした緊急事態対策室を設置し、監査役、社外役員、顧問弁護士その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。
- () 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
 2. 当社は、執行役員制度を導入しています。経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離させ、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行における責任の所在を明確にするとともに、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応できる機動的な経営体制を構築します。
 3. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。
- () 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定め、これに従って当社は子会社の業務を指導・支援しております。
 2. 子会社については、子会社を統括主管する役員により、子会社の経営状況、財務状況、その他の重要事項を報告させております。
 3. 子会社の損失の危険の管理及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、子会社を統括主管する役員によりそれらの事項を報告させ、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っております。
 4. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象としております。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性などにつき、定期的に内部監査を実施しております。
- () 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとします。
- また、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役の指揮命令を受けないものとします。
- () 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役または監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとします。

2. 監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、各事業部の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して、その説明を求めることができるものとします。
3. 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。

- () 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- () その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、法令及び定款違反並びに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、監査役は、会計監査人、内部監査人との定期的な連携に努め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。
2. 監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、取締役会及び使用人から職務執行状況の報告を求めることが出来ます。

- () 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

- () 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

1. 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底を行っております。
2. 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

b. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力対策規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。これらにより、当社の全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識しております。社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は経営管理統括部と定め、反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

c. リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理統括部が情報の一元化を行っております。また、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度運用規程」を定め、リスクの把握と顕在化を抑制しうる体制を構築しております。

さらに、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

d. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

e. 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

f．取締役会で決議できる株主総会決議事項

() 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

() 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対して機動的な利益還元を行うことができるようにすることを目的とするものであります。

() 取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任に関し、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役、監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

g．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

i．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を補填することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、前記損害が被保険者の故意又は重過失に起因する場合には、填補の対象としないこととしております。

j．取締役会の活動状況

当社は毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会も開催し、当事業年度では全13回開催しました。取締役会における具体的な検討内容として、法定決議事項のほか、経営計画に関する事項、決算に関する事項、予算に関する事項、重要な契約の締結、リスク管理に関する事項、重要な社内規程の改廃及び内部統制システムに関する事項等の重要な経営方針及び重要な業務執行に関する事項について、検討を行っております。

個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役 職	氏 名	開催回数	出席回数
代表取締役社長CEO	中山 貴之	13回	13回
取締役COO	井上 智裕	13回	13回
取締役CFO	森田 一樹	13回	13回
社外取締役	高安 聡	13回	13回
社外取締役	長谷部 潤	13回	13回

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(2)【役員の状況】

役員一覧

1. 2026年3月18日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO	中山 貴之	1990年1月3日生	2016年6月 当社設立 代表取締役社長 2016年10月 株式会社OTOZURE(現当社)設立 代表取締役社長 2023年3月 当社代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	1,036,080
取締役 COO	井上 智裕	1988年1月16日生	2010年4月 株式会社ファンコミュニケーションズ入社 2016年11月 当社入社 2021年1月 当社執行役員 2023年3月 当社取締役COO(現任)	(注)3	13,880
取締役 CFO	森田 一樹	1983年1月4日生	2005年3月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2013年6月 MARKSTYLER株式会社入社 2015年11月 株式会社マクロミル入社 2020年10月 当社入社 2021年3月 当社取締役 2023年3月 当社取締役CFO(現任)	(注)3	3,940
取締役	高安 聡	1974年4月7日生	2007年9月 司法試験合格 2008年11月 最高裁判所司法研修所修了 2008年12月 藤本法律会計事務所入所 2015年7月 株式会社コロネット監査役 2015年8月 ノースブルー総合法律事務所参画(パートナー) (現任) 2017年3月 当社社外取締役(現任) 2018年2月 株式会社サベレ 監査役	(注)3	16,300
取締役	長谷部 潤	1965年11月9日生	1990年4月 大和証券株式会社入社 2000年7月 株式会社大和総研転籍 2009年8月 大和証券エスエムピー株式会社(現 大和証券株式会社)金融証券研究所転籍 2010年4月 株式会社コロプラ 取締役 2019年1月 株式会社Speee 社外取締役(現任) 2020年4月 株式会社東京リレーションズ設立 代表取締役 (現任) 2020年4月 dely株式会社(現 クラシル株式会社) 社外取締役(現任) 2020年11月 当社社外取締役(現任) 2021年1月 株式会社RECEPTIONIST 社外取締役(現任) 2022年6月 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役(現任) 2022年11月 株式会社WARC 社外取締役(現任)	(注)3	7,840

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	樽見 伸二	1982年11月15日生	2004年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2011年2月 サクセスホールディングス株式会社(現 ライクキッズ株式会社)入社 2016年2月 PwCあらた監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人)入所 2017年12月 株式会社global bridge HOLDINGS 取締役 2020年6月 株式会社ウェルクス 取締役 2021年3月 当社常勤監査役(現任) 2021年6月 株式会社ペアキャピタル 監査役 2023年3月 株式会社キッズコーポレーションホールディングス 社外監査役(現任) 2023年5月 株式会社デイトナ・インターナショナル 社外監査役 2025年4月 株式会社くるめし 監査役(現任)	(注)4	640
監査役	藤岡 大祐	1981年7月8日生	2004年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2014年1月 株式会社ヤマトキャピタルパートナーズ(現 株式会社YCP Japan)入社 2016年6月 株式会社PKSHA Technology 監査役 2018年6月 株式会社日本医療データセンター(現 株式会社JMDC) 監査役 2018年12月 ログリー株式会社 社外取締役(監査等委員) 2019年4月 株式会社JMDC 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年4月 ヒューマンライフコード株式会社 監査役(現任) 2020年12月 株式会社PKSHA Technology 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年1月 ESネクスト監査法人(現 ESネクスト有限責任監査法人) 代表パートナー 2021年3月 当社監査役(現任) 2022年2月 ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー(現任)	(注)4	-
監査役	青野 瑞穂	1991年6月9日生	2017年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2018年1月 スプリング法律事務所 入所 2021年8月 当社監査役(現任) 2023年3月 株式会社スペースマーケット 社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年1月 株式会社ワールドフィット 社外監査役(現任) スプリング法律事務所 準パートナー 2025年7月 同所 パートナー(現任)	(注)4	-
計					1,078,680

- (注) 1. 取締役高安聡氏、長谷部潤氏は、社外取締役であります。
2. 監査役樽見伸二氏、藤岡大祐氏、青野瑞穂氏は、社外監査役であります。
3. 2025年3月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年9月12日開催の臨時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、有価証券報告書提出日現在の執行役員は以下のとおりであります。
- | | | |
|--------|--------|--------------------|
| 上級執行役員 | 三宮 翔太 | 事業開発室長兼プロダクトセールス部長 |
| 執行役員 | 北出 庫介 | プロダクトマネジメント室長 |
| 執行役員 | 北野 一真 | 開発部長 |
| 執行役員 | 青木 久美子 | 社長室長 |

2. 2026年3月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役5名選任の件」及び「監査役3名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性 7名 女性 1名（役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 CEO	中山 貴之	1990年1月3日生	2016年6月 当社設立 代表取締役社長 2016年10月 株式会社OTOZURE（現当社）設立 代表取締役社長 2023年3月 当社代表取締役社長CEO（現任）	(注)3	1,036,080
取締役 COO	井上 智裕	1988年1月16日生	2010年4月 株式会社ファンコミュニケーションズ入社 2016年11月 当社入社 2021年1月 当社執行役員 2023年3月 当社取締役COO（現任）	(注)3	13,880
取締役 CFO	森田 一樹	1983年1月4日生	2005年3月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2013年6月 MARKSTYLER株式会社入社 2015年11月 株式会社マクロミル入社 2020年10月 当社入社 2021年3月 当社取締役 2023年3月 当社取締役CFO（現任）	(注)3	3,940
取締役	高安 聡	1974年4月7日生	2007年9月 司法試験合格 2008年11月 最高裁判所司法研修所修了 2008年12月 藤本法律会計事務所入所 2015年7月 株式会社コロネット監査役 2015年8月 ノースブルー総合法律事務所参画 パートナー（現任） 2017年3月 当社社外取締役（現任） 2018年2月 株式会社サベレ 監査役	(注)3	16,300
取締役	長谷部 潤	1965年11月9日生	1990年4月 大和証券株式会社入社 2000年7月 株式会社大和総研転籍 2009年8月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現 大和証券株式会社）金融証券研究所転籍 2010年4月 株式会社コロプラ 取締役 2019年1月 株式会社Speee 社外取締役（現任） 2020年4月 株式会社東京リレーションズ設立 代表取締役（現任） 2020年4月 deIy株式会社（現 クラシル株式会社） 社外取締役（現任） 2020年11月 当社社外取締役（現任） 2021年1月 株式会社RECEPTIONIST 社外取締役（現任） 2022年6月 ライフネット生命保険株式会社 社外取締役（現任） 2022年11月 株式会社WARC 社外取締役（現任）	(注)3	7,840

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	樽見 伸二	1982年11月15日生	2004年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2011年2月 サクセスホールディングス株式会社(現 ライクキッズ株式会社)入社 2016年2月 PwCあらた監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人)入所 2017年12月 株式会社global bridge HOLDINGS 取締役 2020年6月 株式会社ウェルクス 取締役 2021年3月 当社常勤監査役(現任) 2021年6月 株式会社ペアキャピタル 監査役 2023年3月 株式会社キッズコーポレーションホールディングス 社外監査役(現任) 2023年5月 株式会社デイトナ・インターナショナル 社外監査役 2025年4月 株式会社くるめし 監査役(現任)	(注)4	640
監査役	藤岡 大祐	1981年7月8日生	2004年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 2014年1月 株式会社ヤマトキャピタルパートナーズ(現 株式会社YCP Japan)入社 2016年6月 株式会社PKSHA Technology 監査役 2018年6月 株式会社日本医療データセンター(現 株式会社JMDC) 監査役 2018年12月 ログリー株式会社 社外取締役(監査等委員) 2019年4月 株式会社JMDC 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年4月 ヒューマンライフコード株式会社 監査役(現任) 2020年12月 株式会社PKSHA Technology 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年1月 ESネクスト監査法人(現 ESネクスト有限責任監査法人) 代表パートナー 2021年3月 当社監査役(現任) 2022年2月 ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー(現任)	(注)4	-
監査役	青野 瑞穂	1991年6月9日生	2017年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2018年1月 スプリング法律事務所 入所 2021年8月 当社監査役(現任) 2023年3月 株式会社スペースマーケット 社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年1月 株式会社ワールドフィット 社外監査役(現任) 2025年7月 同所 パートナー(現任)	(注)4	-
計					1,078,680

- (注)1. 取締役高安聡氏、長谷部潤氏は、社外取締役であります。
2. 監査役樽見伸二氏、藤岡大祐氏、青野瑞穂氏は、社外監査役であります。
3. 2026年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2026年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、2026年3月25日開催の定時取締役会において、以下のとおり選任する予定であります。

上級執行役員	三宮 翔太	事業開発室長兼プロダクトセールス部長
執行役員	北出 庫介	プロダクトマネジメント室長
執行役員	北野 一真	開発部長
執行役員	青木 久美子	社長室長
執行役員	松谷 秀人	コーポレートデザイン統括部長

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、会社法に定める社外性の要件を満たすだけでなく、東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にしております。

社外取締役の高安聡氏は、弁護士であり法務・コーポレートガバナンスに関する高い知見を有しております。また、社外取締役の長谷部潤氏は、会社経営全般における豊富な経験と知識を有しております。このため、社外取締役として選任しております。

社外監査役3名の内、樽見伸二氏並びに藤岡大祐氏は、公認会計士の有資格者であることから、会計・税務に関する高い見識を有しており、当社の監査活動に活かしていただけるものと期待し、社外監査役として選任しております。青野瑞穂氏は、弁護士の有資格者であることから、法務に関する高い見識を有し、当社の監査活動に活かしていただけるものと期待し、社外監査役として選任しております。また、女性としての視点を通して幅広い助言を受けることにより、女性活躍の推進を図ってまいります。

なお、社外取締役及び社外監査役は、当社との間に人的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打ち合わせを行い、相互連携を図っております。

また、内部監査担当者と監査役会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、三様監査を定期的を実施しております。会計監査人が実施する監査実施報告に内部監査担当者及び監査役が同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。これらの情報交換や意見交換の内容については、取締役会又は監査役会を通じて、社外取締役又は社外監査役に適宜報告を行っております。なお、内部監査人及び内部統制部門とは随時情報交換を実施しており、相互の連携を強化しております。

(3) 【監査の状況】

当社は監査役会設置会社であり、会社法に規定する機関として、株主総会のほか、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。

監査役監査の状況

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、原則として、毎月定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及びその他重要会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役等からの職務遂行状況の聴取、重要書類の閲覧等の監査手続を通じて、経営への監視機能を果たしております。なお、監査役監査及び内部監査各々の実効性をあげるべく、必要に応じて意見・情報の交換・聴取等を行っており、緊密な連携を行っております。

なお、常勤監査役の樽見伸二は公認会計士の資格を有するとともに、上場会社CF0の経験を有しております。監査役の藤岡大祐は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また監査役の青野瑞穂は弁護士資格を有し、労働法・薬機法に関する高い見識から監査役に適格であると判断しました。

a. 監査役会の開催状況と出席状況

当社の監査役会は、原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。当事業年度（2025年12月期）における個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
樽見 伸二（常勤）	13回	13回
藤岡 大祐（非常勤）	13回	13回
青野 瑞穂（非常勤）	13回	13回

b. 監査役会における具体的な検討内容

当社の監査役会における具体的な検討内容としては、監査計画の策定、会計監査人の適格性や監査方法並びに監査結果の相当性、各監査結果の評価並びに監査役会の監査意見形成等であります。

c. 常勤監査役の主な活動状況

当社の常勤監査役は、監査計画に基づき、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、往査立会、重要な役職者との定期的な意見交換、内部監査人及び会計監査人との情報交換等を行っております。また、常勤監査役の監査の実施状況は毎月の監査役会において報告・共有し、他の監査役からの意見を適宜反映した監査を実施できる運用を行っております。

また、内部監査人及び会計監査人とそれぞれの監査計画について報告共有を行うとともに、定期的に監査の状況についての情報・意見交換を実施し、その結果を監査役会において非常勤監査役と共有することにより、実効性のある三様監査を実施しております。

内部監査の状況

a 内部監査の組織、人員及び手続

当社は内部監査室を設置しております。小規模組織であることに鑑み内部監査室に専任の担当者は配置していませんが、代表取締役社長CEOが指名した内部監査担当者3名により、当社グループの全部門を対象とした業務監査を実施しております。内部監査担当者は、内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、自己の所属する部門を除く全部門の業務監査を実施し、自己の所属する部門に対しては、他部門の内部監査担当者が監査を実施することで、監査の独立性を確保しております。また、年度総括報告書を作成し、取締役会に報告しています。

b 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

常勤監査役及び会計監査人とそれぞれの監査計画について報告共有を行うとともに、定期的に監査の状況についての情報・意見交換を実施し、その結果を監査役会において非常勤監査役と共有することにより、実効性のある三様監査を実施しております。

c 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査の実効性を確保するため、内部監査室は代表取締役社長CEOの直轄の部署としており、各部門における内部監査結果を代表取締役社長CEOに報告することで、代表取締役社長CEOが被監査部門に対し適時に改善又は是正指示を出せる体制としております。また、代表取締役社長CEOは内部監査結果報告書の内容を確認し、そこで指摘された重要な事項について、問題点の発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、遅滞なく取締役会に報告を行うこととしております。なお、被監査部門に対しては、監査結果の通知に加えて改善状況についてフォローアップ監査も実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

6年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名等

指定有限責任社員 公認会計士 太田 稔

指定有限責任社員 公認会計士 岸 佳祐

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 9名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制、独立性、当社のビジネスに対する知識・理解に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を総合的に勘案して判断することとしております。

EY新日本有限責任監査法人の選定理由については、独立性、専門性、効率性などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えていると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会では、会計監査人との面談や提出された報告書類等により、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性及び過年度における監査状況等を総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,500	-	42,812	-
連結子会社	-	-	-	-
計	32,500	-	42,812	-

(注) 1. 前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬については、上記以外に前々連結会計年度に係る追加報酬が4,000千円あります。

2. 当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬については、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬が7,000千円あります。

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人から監査計画について説明を受け、内容及び工数等につき妥当と判断しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。なお、取締役の報酬は現金による固定報酬として支給しており、業績連動報酬は採用しておりません。監査役の報酬額は、株主総会にて決定する報酬総額の範囲内で、監査役会にて決定しております。当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役は2019年12月27日であり、決議内容は、報酬限度額を年額150,000千円以内（定款で定める取締役の員数は、10名以内。本報告書提出日の取締役の員数は5名。）、監査役は2021年3月31日であり、決議内容は、報酬限度額を年額30,000千円以内（定款で定める監査役の員数は、5名以内。本報告書提出日の監査役の員数は3名。）であります。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会において委任された代表取締役社長CEO中山貴之であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く。)	65,401	65,401	-	-	-	4
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役	12,000	12,000	-	-	-	2
社外監査役	13,351	13,351	-	-	-	3

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額等が1億円以上の役員が存在しないため、個別の役員毎の報酬開示を省略しております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、政策保有株式について、営業政策上の必要性や株式保有の合理性等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合を除き、保有しないことを基本方針としております。また、純投資目的の株式は保有しない方針であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、財務・会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,578,342	1,958,175
売掛金	906,280	1,032,826
棚卸資産	108,564	13,689
前払金	822,688	1,845,698
その他	162,183	331,286
貸倒引当金	10,382	11,269
流動資産合計	3,567,677	5,170,407
固定資産		
有形固定資産		
建物	62,270	92,115
工具、器具及び備品	38,484	43,471
建設仮勘定	3,157	-
減価償却累計額	59,494	78,605
有形固定資産合計	44,417	56,981
無形固定資産		
のれん	693,106	609,331
その他	123,558	415,297
無形固定資産合計	816,665	1,024,629
投資その他の資産		
長期貸付金	-	116,740
差入保証金	125,442	127,647
繰延税金資産	284,596	272,134
その他	7,048	8,928
貸倒引当金	3,908	4,050
投資その他の資産合計	413,180	521,400
固定資産合計	1,274,263	1,603,011
資産合計	4,841,940	6,773,418

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	744,477	918,826
短期借入金	700,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	370,342	542,484
未払金	216,355	192,882
未払法人税等	88,958	125,296
契約負債	218,696	140,171
預り金	91,498	769,951
その他	212,989	259,648
流動負債合計	2,643,318	4,049,261
固定負債		
長期借入金	678,355	767,922
繰延税金負債	3,141	2,303
資産除去債務	26,643	45,160
その他	-	1,205
固定負債合計	708,139	816,591
負債合計	3,351,457	4,865,852
純資産の部		
株主資本		
資本金	89,626	94,792
資本剰余金	936,360	885,622
利益剰余金	392,473	829,619
自己株式	57	57
株主資本合計	1,418,403	1,809,976
新株予約権	986	24,142
非支配株主持分	71,092	73,446
純資産合計	1,490,482	1,907,566
負債純資産合計	4,841,940	6,773,418

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	4,273,709	5,372,804
売上原価	1,358,763	1,477,570
売上総利益	3,914,946	4,895,234
販売費及び一般管理費	2,346,367	2,418,475
営業利益	454,579	707,758
営業外収益		
受取利息	135	7,653
受取手数料	2,444	3,519
補助金収入	-	21,751
その他	527	3,346
営業外収益合計	3,107	36,270
営業外費用		
支払利息	18,756	40,531
その他	1,149	1,655
営業外費用合計	19,906	42,186
経常利益	437,780	701,842
税金等調整前当期純利益	437,780	701,842
法人税、住民税及び事業税	91,545	189,858
法人税等調整額	22,725	11,623
法人税等合計	114,271	201,482
当期純利益	323,508	500,360
非支配株主に帰属する当期純利益	64,735	63,215
親会社株主に帰属する当期純利益	258,773	437,145

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	323,508	500,360
包括利益	323,508	500,360
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	258,773	437,145
非支配株主に係る包括利益	64,735	63,215

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,000	1,003,738	133,700	57	1,187,380
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	39,626	39,356			78,982
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		106,733			106,733
親会社株主に帰属する当期純利益			258,773		258,773
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	39,626	67,377	258,773	-	231,022
当期末残高	89,626	936,360	392,473	57	1,418,403

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	2,577	-	1,189,958
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			78,982
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			106,733
親会社株主に帰属する当期純利益			258,773
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,591	71,092	69,501
当期変動額合計	1,591	71,092	300,524
当期末残高	986	71,092	1,490,482

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	89,626	936,360	392,473	57	1,418,403
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	5,165	5,130			10,295
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		55,868			55,868
親会社株主に帰属する当期純利益			437,145		437,145
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,165	50,738	437,145	-	391,572
当期末残高	94,792	885,622	829,619	57	1,809,976

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	986	71,092	1,490,482
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			10,295
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			55,868
親会社株主に帰属する当期純利益			437,145
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,156	2,353	25,510
当期変動額合計	23,156	2,353	417,083
当期末残高	24,142	73,446	1,907,566

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	437,780	701,842
減価償却費	19,793	60,568
のれん償却額	50,565	83,774
株式報酬費用	-	23,250
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,688	1,030
受取利息及び受取配当金	135	7,653
支払利息	18,756	40,531
補助金収入	-	21,751
売上債権の増減額(は増加)	202,359	126,545
棚卸資産の増減額(は増加)	73,468	94,874
前払金の増減額(は増加)	347,505	1,023,009
仕入債務の増減額(は減少)	165,467	174,349
未払金の増減額(は減少)	75,998	10,207
契約負債の増減額(は減少)	152,631	78,524
預り金の増減額(は減少)	69,080	678,452
その他の資産の増減額(は増加)	157,808	55,279
その他の負債の増減額(は減少)	25,273	46,701
小計	29,834	582,404
利息及び配当金の受取額	135	7,653
利息の支払額	18,477	40,470
補助金の受取額	103,551	21,751
法人税等の支払額	17,476	167,625
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,568	403,713
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15,300	28,951
有形固定資産の売却による収入	240	325
ソフトウェアの取得による支出	96,627	330,953
長期貸付けによる支出	-	300,000
長期貸付金の回収による収入	-	83,300
差入保証金の差入による支出	59,807	1,000
差入保証金の回収による収入	1,891	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	140,000	-
事業譲受による支出	² 600,000	-
その他	1,805	1,805
投資活動によるキャッシュ・フロー	911,409	579,086
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	300,000	400,000
長期借入れによる収入	723,400	1,123,400
長期借入金の返済による支出	258,109	861,691
新株予約権の行使による株式の発行による収入	77,506	10,096
新株予約権の発行による収入	-	130
非支配株主への配当金の支払額	21,079	52,697
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	106,733	64,032
非支配株主からの払込みによる収入	5,300	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	720,285	555,205
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	93,555	379,832
現金及び現金同等物の期首残高	1,671,898	1,578,342
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 1,578,342	¹ 1,958,175

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 6社
(2) 連結子会社の名称 株式会社GIVIN
株式会社OverFlow
株式会社niks
株式会社トリドリIS
株式会社blends
株式会社Vooster

当連結会計年度において、株式会社Voosterを設立したことに伴い、当該会社を連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～15年
工具、器具及び備品	4年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの展開する事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

代理人取引

「toridori base」「toridori ad」「toridori promotion」においては、顧客が期待する広告効果を得られるように、自社プラットフォーム、外部メディア等を利用し役務を提供することが主な履行義務であり、提供した役務を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。これらのサービスにおいて、当社は代理人として取引を行っているため、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

本人取引

「toridori made」等においては、顧客に制作物、商品等を引き渡すことが主な履行義務であり、引き渡した制作物、商品等を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識して

おります。ただし、「toridori made」における一部の商品の販売については、出荷時点から当該商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行っております。

(6) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(のれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	693,106	609,331

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんの金額は、企業結合に関連した被取得企業の取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合に、その超過額をのれんとして計上しております。

当社は、事業計画及び損益実績を用いて減損の兆候の有無を判定しており、当該判定における主要な仮定は、事業計画上の売上高及び営業利益であります。なお、当連結会計年度においては、のれんの減損の兆候は識別されておられません。

将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	284,596	272,134

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、一時差異等加減算前課税所得及び将来加算一時差異によって回収が見込まれる範囲内で計上しております。

当社は、事業計画を用いて一時差異等加減算前課税所得を見積っており、当該見積りにおける主要な仮定は、事業計画上の売上高及び営業利益であります。

将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた304,488千円は、「預り金」91,498千円、「その他」212,989千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の負債の増減額」に含めていた「預り金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の負債の増減額」に表示していた43,806千円は、「預り金の増減額」69,080千円、「その他の負債の増減額」25,273千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
商品	108,564千円	13,689千円

(連結損益計算書関係)

1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の商品評価損(は戻入額)が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
商品評価損	19,691千円	17,258千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	655,552千円	705,733千円
広告宣伝費及び販売促進費	1,445,668	1,854,391

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	3,096,400	180,120	-	3,276,520
合計	3,096,400	180,120	-	3,276,520
自己株式				
普通株式	24	-	-	24
合計	24	-	-	24

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加180,120株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加180,120株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	986
合計			-	-	-	-	986

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	3,276,520	23,480	-	3,300,000
合計	3,276,520	23,480	-	3,300,000
自己株式				
普通株式	24	-	-	24
合計	24	-	-	24

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加23,480株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加23,480株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オブ ションとしての新 株予約権	-	-	-	-	-	24,142
	合計		-	-	-	-	24,142

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,578,342千円	1,958,175千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,578,342	1,958,175

2 事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

株式会社トリドリISにおける事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	459,610 千円
固定資産	207,313
のれん	410,059
流動負債	476,983
事業の譲受価額	600,000
現金及び現金同等物	-
差引：事業譲受による支出	600,000

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	-	98,379
1年超	-	65,586
合計	-	163,966

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や株式発行等によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
差入保証金	125,442	123,437	2,005
資産計	125,442	123,437	2,005
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金含む)	1,048,697	1,046,152	2,544
負債計	1,048,697	1,046,152	2,544

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期貸付金(1年内回収 予定の長期貸付金含む)	216,700	216,700	-
差入保証金	127,647	125,480	2,167
資産計	344,347	342,180	2,167
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金含む)	1,310,406	1,309,810	595
負債計	1,310,406	1,309,810	595

(*) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,578,342	-	-	-
売掛金	906,280	-	-	-
差入保証金	-	104,333	21,109	-
合計	2,484,623	104,333	21,109	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,958,094	-	-	-
売掛金	1,032,826	-	-	-
長期貸付金(1年内回収 予定の長期貸付金含む)	99,960	116,740	-	-
差入保証金	-	127,647	-	-
合計	3,090,881	244,387	-	-

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金含む)	370,342	283,644	244,053	102,041	48,107	510
合計	370,342	283,644	244,053	102,041	48,107	510

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金含む)	542,484	533,848	185,457	48,107	510	-
合計	542,484	533,848	185,457	48,107	510	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	123,437	-	123,437
資産計	-	123,437	-	123,437
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	-	1,046,152	-	1,046,152
負債計	-	1,046,152	-	1,046,152

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内回収予定の長期貸付金含む）	-	216,700	-	216,700
差入保証金	-	125,480	-	125,480
資産計	-	342,180	-	342,180
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	-	1,309,810	-	1,309,810
負債計	-	1,309,810	-	1,309,810

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」については、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費	-	23,250

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業外収益 その他	-	23

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年12月24日	2025年2月13日
付与対象者の区分及び人数	当社新株予約権の受託者 1名 (注)4、5、6、7	当社取締役及び監査役 6名 当社従業員 9名 (注)8
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 303,220株(注)1	普通株式 130,000株
付与日	2019年12月24日	2025年2月13日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年12月24日 至 2029年12月23日(注)3	自 2028年4月1日 至 2035年2月28日(注)3

- (注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。
3. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使期間に記載しております。
4. 本新株予約権は、渡邊義隆氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち指定されたものに交付されます。
5. 2021年11月26日付でコタエル信託株式会社を受託者として、当社の役員員に加え、社外協力者もインセンティブ付与の対象とする「時価発行新株予約権信託®」(以下「本信託」という。)の設定を行い、第1回新株予約権を渡邊義隆氏から本信託に移管しております。
6. 本新株予約権の全ての受益者指定が完了し対象信託が終了したことから、本信託は終了しております。
7. 付与対象者の退職による権利喪失及び付与対象者の権利行使等により、当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員19名及び当社元従業員1名となっております。
8. 付与対象者の退職による権利喪失及び付与対象者の権利行使等により、当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役及び監査役6名及び当社従業員7名となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	35,000	-
付与	-	130,000
失効	-	8,000
権利確定	35,000	-
未確定残	-	122,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	81,040	-
権利確定	35,000	-
権利行使	23,480	-
失効	1,860	-
未行使残	90,700	-

(注) 第1回新株予約権につきましては、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、株式分割後に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	430	2,473
行使時平均株価 (円)	2,792	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	1,392

(注) 第1回新株予約権につきましては、2022年10月11日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は株式分割後の権利行使価格により記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第2回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

	第2回新株予約権
株価変動性(注)1	57.77%
予想残存期間(注)2	6.54年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利率(注)4	1.088%

(注) 1. 2022年12月19日から2025年2月28日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。

3. 直近連結会計年度の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	317,599千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	55,449千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	48,181千円	70,942千円
資産除去債務	8,946	15,548
貸倒引当金	26,483	27,296
商品評価損	9,140	3,345
買掛金	-	9,525
未払事業税	8,279	11,212
未払費用	7,390	9,436
前受金	20,697	3,978
補助金収入	34,605	31,847
資産調整勘定	251,988	202,056
株式報酬費用	-	8,004
その他	2,861	2,043
税務上の繰越欠損金(注)	165,598	140,555
繰延税金資産小計	584,175	535,794
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	153,006	69,971
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	130,090	164,728
評価性引当額小計	283,097	234,699
繰延税金資産合計	301,078	301,094
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,884	8,051
売掛金	10,718	14,016
無形資産	3,141	2,303
その他	1,879	6,891
繰延税金負債合計	19,623	31,263
繰延税金資産の純額	281,454	269,831

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	165,598	165,598
評価性引当額	-	-	-	-	-	153,006	153,006
繰延税金資産(b)	-	-	-	-	-	12,591	12,591

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金165,598千円(法定実効税率を乗じた額)については、繰延税金資産12,591千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(c)	-	-	-	-	-	140,555	140,555
評価性引当額	-	-	-	-	-	69,971	69,971
繰延税金資産(d)	-	-	-	-	-	70,584	70,584

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金140,555千円(法定実効税率を乗じた額)については、繰延税金資産70,584千円を計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	33.6%	33.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.3	3.6
住民税均等割	0.6	0.6
雇用者給与等が増加した場合の税額控除	1.1	1.9
評価性引当額の増減	9.8	6.6
過年度法人税等	1.5	-
のれん償却額	3.9	4.1
子会社からの受取配当金の消去	2.4	3.8
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	-	1.5
その他	0.7	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.1	28.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、割引率は当該期間に応じた国債の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	20,126千円	26,643千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,561	18,360
時の経過による調整額	44	156
期末残高	26,643	45,160

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	66,065千円	218,696千円
契約負債(期末残高)	218,696	140,171

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価で前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、66,065千円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、218,696千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、インフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

サービス区分の名称	売上高
インフルエンサー・プラットフォーム事業	
プロダクト領域	2,694,151
マーケティングパートナー領域	1,579,558
合計	4,273,709
顧客との契約から生じる収益	4,273,709
その他の収益	-
外部顧客への売上高	4,273,709

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

サービス区分の名称	売上高
インフルエンス・プラットフォーム事業	
プロダクト領域	3,470,308
マーケティングパートナー領域	1,902,496
合計	5,372,804
顧客との契約から生じる収益	5,372,804
その他の収益	-
外部顧客への売上高	5,372,804

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループはインフルエンス・プラットフォーム事業の単一セグメントとしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
当社の役員	中山 貴之	-	-	当社代表取締役	（被所有）直接 31.6	債務被保証	当社の金融機関借入に対する債務被保証	53,383	-	-

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
当社の役員	中山 貴之	-	-	当社代表取締役	（被所有）直接 31.4	債務被保証	当社の金融機関借入に対する債務被保証	31,939	-	-

(注) 1. 取引金額は、債務被保証残高を記載しております。

2. 債務被保証については、当社の金融機関からの借入債務に対するものであります。なお、債務被保証に対して保証料の支払いはしていません。

(2) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
重要な子会社の役員	町山 博彦	-	-	株式会社OverFlow代表取締役	-	-	子会社株式の取得	106,733	-	-
重要な子会社の役員が議決権の過半数を保有している会社	株式会社XiM	東京都渋谷区	30,000	ISマーケティング、インサイドセールス及びブランドデザイン事業	-	営業上の取引	経費の立替	12,409	その他流動資産	12,409

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
重要な子会社の役員	町山 博彦	-	-	株式会社OverFlow代表取締役	-	-	子会社株式の取得	64,032	-	-

(注) 1. 子会社株式の取得については、当社の連結子会社である株式会社OverFlowの株式を取得したものであり、第三者機関により算定された価格を勘案して決定しております。

2. 経費の立替については、上記関連当事者の負担に属する経費を当社が一時的に立替えたものであります。

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
重要な子会社の役員	雨瀧 浩一郎	-	-	株式会社トリドリIS 代表取締役	(被所有) 直接 3.8	資金の借入	資金の借入	323,400	1年内返済予定の長期借入金	107,800
									長期借入金	215,600
							利息の支払	2,622	-	-
重要な子会社の役員が議決権の過半数を保有している会社	株式会社XiM	東京都渋谷区	30,000	ISマーケティング、インサイドセールス及びブランドデザイン事業	-	事業の譲受、営業上の取引、管理業務の委託、従業員の出向、役員の兼任	事業の譲受	600,000	-	-
							管理業務の委託等、出向者負担金の支払	44,041	未払費用	4,087
重要な子会社の役員が議決権の過半数を保有している会社	株式会社SKD Promotion	東京都渋谷区	1,000	Webマーケティング事業、インターネット広告代行事業	-	営業上の取引、管理業務の委託、従業員の出向、役員の兼任	サービス等の販売	222,319	売掛金	8,131
							サービス等の仕入	81,504	-	-
							管理業務の委託等、出向者負担金の支払	50,361	未払金	7,483

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
重要な子会社の役員	雨瀧 浩一郎	-	-	株式会社トリドリIS 代表取締役	(被所有) 直接 4.2	資金の借入	資金の返済	323,400	-	-
							利息の支払	1,594	-	-
重要な子会社の役員が議決権の過半数を保有している会社	株式会社XiM	東京都渋谷区	30,000	ISマーケティング、インサイドセールス及びブランドデザイン事業	-	資金の借入、営業上の取引、従業員の出向、役員の兼任	資金の借入	323,400	1年内返済予定の長期借入金	100,000
									長期借入金	142,080
							資金の返済	81,320	-	-
							利息の支払	4,463	-	-

- (注) 1. 資金の借入については、当社の連結子会社である株式会社トリドリISが、上記関連当事者より資金の借入を行っており、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 営業上の取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。
3. 管理業務の委託については、一般的な取引条件を参考に決定しております。
4. 従業員の出向については、契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。
5. 事業の譲受については、当社の連結子会社である株式会社トリドリISが、上記関連当事者よりインサイドセールス及びマーケティング事業の一部を取得したものであり、第三者機関により算定された価格を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	432.90円	548.48円
1株当たり当期純利益	81.63円	133.04円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	77.14円	129.61円

(注) 1株当たり当期純利益又及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	258,773	437,145
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	258,773	437,145
普通株式の期中平均株式数(株)	3,170,153	3,285,918
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	184,264	86,980
(うち新株予約権(株))	(184,264)	(86,980)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	2025年2月13日開催の取締役会決議による第2回新株予約権新株予約権の数 1,220個 (普通株式 122,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	700,000	1,100,000	1.9	-
1年以内に返済予定の長期借入金	370,342	542,484	1.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	678,355	767,922	1.9	2027年～2030年
合計	1,748,697	2,410,406	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	533,848	185,457	48,107	510

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	2,534,034	5,372,804
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	338,002	701,842
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	245,725	437,145
1株当たり中間(当期)純利益(円)	74.94	133.04

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	832,119	786,966
売掛金	439,024	407,327
前払費用	44,815	60,462
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	255,000	381,960
関係会社未収入金	28,118	48,244
前払金	801,406	1,864,457
その他	50,499	41,589
貸倒引当金	54,752	78,651
流動資産合計	2,396,231	3,512,355
固定資産		
有形固定資産		
建物	62,270	92,115
工具、器具及び備品	28,271	27,435
建設仮勘定	3,157	-
減価償却累計額	55,711	69,689
有形固定資産合計	37,987	49,861
無形固定資産		
ソフトウェア	33,272	220,274
ソフトウェア仮勘定	80,930	8,258
無形固定資産合計	114,203	228,532
投資その他の資産		
関係会社株式	414,308	488,840
関係会社長期貸付金	731,600	599,740
差入保証金	125,442	126,647
繰延税金資産	7,603	-
その他	3,908	3,908
貸倒引当金	153,908	3,908
投資その他の資産合計	1,128,954	1,215,228
固定資産合計	1,281,145	1,493,622
資産合計	3,677,377	5,005,978

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	261,857	41,055
短期借入金	700,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	255,136	437,268
未払金	339,583	398,926
未払費用	39,055	43,186
未払法人税等	2,448	96,890
契約負債	61,636	11,849
預り金	20,712	20,469
その他	113,220	154,045
流動負債合計	1,793,650	2,303,691
固定負債		
長期借入金	450,228	618,531
資産除去債務	26,643	45,160
その他	-	1,205
固定負債合計	476,871	664,896
負債合計	2,270,521	2,968,587
純資産の部		
株主資本		
資本金	89,626	94,792
資本剰余金		
資本準備金	89,356	94,486
その他資本剰余金	953,738	953,738
資本剰余金合計	1,043,094	1,048,224
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	273,206	870,288
利益剰余金合計	273,206	870,288
自己株式	57	57
株主資本合計	1,405,869	2,013,247
新株予約権	986	24,142
純資産合計	1,406,856	2,037,390
負債純資産合計	3,677,377	5,005,978

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 2,934,523	1 3,473,689
売上原価	18,991	6,943
売上総利益	2,915,531	3,466,745
販売費及び一般管理費	1, 2 2,912,599	1, 2 3,125,170
営業利益	2,932	341,575
営業外収益		
受取利息	1 11,260	1 25,030
受取配当金	1 31,618	1 79,046
関係会社業務受託収入	1 62,762	1 142,864
補助金収入	-	21,751
貸倒引当金戻入額	1 90,334	1 123,430
その他	1,931	3,209
営業外収益合計	197,908	395,332
営業外費用		
支払利息	15,711	34,218
その他	205	949
営業外費用合計	15,917	35,167
経常利益	184,923	701,740
税引前当期純利益	184,923	701,740
法人税、住民税及び事業税	2,448	97,055
法人税等調整額	24,005	7,603
法人税等合計	26,453	104,658
当期純利益	158,469	597,081

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		18,991	100.0	6,943	100.0
合計		18,991	100.0	6,943	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金				
当期首残高	50,000	50,000	953,738	1,003,738	114,736	114,736	57	1,168,417	
当期変動額									
新株の発行（新株予約 権の行使）	39,626	39,356		39,356				78,982	
当期純利益					158,469	158,469		158,469	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	39,626	39,356	-	39,356	158,469	158,469	-	237,452	
当期末残高	89,626	89,356	953,738	1,043,094	273,206	273,206	57	1,405,869	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,577	1,170,994
当期変動額		
新株の発行（新株予約 権の行使）		78,982
当期純利益		158,469
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,591	1,591
当期変動額合計	1,591	235,861
当期末残高	986	1,406,856

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	89,626	89,356	953,738	1,043,094	273,206	273,206	57	1,405,869	
当期変動額									
新株の発行（新株予約 権の行使）	5,165	5,130		5,130				10,295	
当期純利益					597,081	597,081		597,081	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	5,165	5,130	-	5,130	597,081	597,081	-	607,377	
当期末残高	94,792	94,486	953,738	1,048,224	870,288	870,288	57	2,013,247	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	986	1,406,856
当期変動額		
新株の発行（新株予約 権の行使）		10,295
当期純利益		597,081
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23,156	23,156
当期変動額合計	23,156	630,534
当期末残高	24,142	2,037,390

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の展開する事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

代理人取引

「toridori base」「toridori ad」「toridori promotion」においては、顧客が期待する広告効果を得られるように、自社プラットフォーム、外部メディア等を利用し役務を提供することが主な履行義務であり、提供した役務を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。これらのサービスにおいて、当社は代理人として取引を行っているため、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

本人取引

「toridori studio」等においては、顧客に制作物、商品等を引き渡すことが主な履行義務であり、引き渡した制作物、商品等を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用計上しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 関係会社に対する債権に関する評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度末 (2024年12月31日)	当事業年度末 (2025年12月31日)
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	255,000	381,960
関係会社未収入金	28,118	48,244
関係会社貸倒引当金(流動)	50,879	77,449
関係会社長期貸付金	731,600	599,740
関係会社貸倒引当金(固定)	150,000	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社に対して、債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定し、当該回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当該回収不能見込額の見積りにあたっては、関係会社の将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮のうえで、支払能力を総合的に判断しております。

その結果、当事業年度において、関係会社に対する債権に対して貸倒引当金77,449千円を計上し、営業外収益に貸倒引当金戻入額123,430千円を計上しております。

翌事業年度以降において、関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には当社の損益に重要な影響を与える可能性があります。また、関係会社が債務超過の状況にあり、かつ当該債務超過の額が債権の帳簿価額を超えた場合には、当該超過額を関係会社事業損失引当金として計上する可能性があります。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度末 (2024年12月31日)	当事業年度末 (2025年12月31日)
関係会社株式	414,308	488,840

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

当該関係会社株式の評価に当たっては、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに減損処理を行います。超過収益力が当事業年度末日において維持されているかは、同社の事業計画及び損益実績を用いて判定しており、当該判定における主要な仮定は、事業計画上の売上高及び営業利益であります。

将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表において、減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債務		
買掛金	208,023千円	27,200千円
未払金	175,364	305,690

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高(注)	961,021千円	170,586千円
出向者負担金の受入額	83,433	237,170
業務委託費	-	35,055
広告宣伝費及び販売促進費	733,644	1,861,190
営業取引以外の取引による取引高		
関係会社からの受取利息	11,141	23,953
関係会社からの受取配当金	31,618	79,046
関係会社業務受託収入	62,762	142,864
関係会社貸倒引当金戻入額	90,334	123,430

(注) 当社は、代理人取引に該当する売上高については、顧客から受け取る額からインフルエンサー等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
給料及び手当	472,104千円	321,918千円
業務委託費	236,535	166,718
広告宣伝費及び販売促進費	1,539,762	1,849,783
おおよその割合		
販売費	73%	71%
一般管理費	27	29

(有価証券関係)

子会社株式

前事業年度(2024年12月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	414,308

当事業年度(2025年12月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	488,840

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	48,181千円	68,017千円
資産除去債務	8,946	15,548
貸倒引当金	68,762	26,904
未払事業税	-	8,212
未払費用	7,273	9,185
前受金	20,697	3,978
補助金収入	34,605	31,847
資産調整勘定	5,288	2,953
子会社株式評価損	52,462	53,790
株式報酬費用	-	8,004
その他	2,698	1,863
税務上の繰越欠損金	86,377	-
繰延税金資産小計	335,295	230,308
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	86,377	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	224,832	202,777
評価性引当額小計	311,209	202,777
繰延税金資産合計	24,085	27,530
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,884	8,051
売掛金	10,718	14,016
その他	1,879	5,462
繰延税金負債合計	16,482	27,530
繰延税金資産の純額	7,603	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	33.6%	33.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.5	3.6
住民税均等割	1.3	0.5
評価性引当額の増減	16.6	15.5
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	-	0.6
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.3	14.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。

なお、この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
建物	25,700	29,844	-	11,605	43,939	48,175
工具、器具及び備品	9,129	1,255	47	4,416	5,921	21,513
建設仮勘定	3,157	-	3,157	-	-	-
有形固定資産計	37,987	31,100	3,204	16,022	49,861	69,689
無形固定資産						
ソフトウェア	33,272	224,429	-	37,427	220,274	-
ソフトウェア仮勘定	80,930	151,756	224,429	-	8,258	-
無形固定資産計	114,203	376,186	224,429	37,427	228,532	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

 建物...主に本社オフィス増床による内装工事等であります。

 ソフトウェア...主に自社利用ソフトウェアの開発費用であります。

 ソフトウェア仮勘定...主に自社利用ソフトウェアの開発費用であります。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

 ソフトウェア仮勘定...ソフトウェアへの振替額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	54,752	78,651	54,752	78,651
貸倒引当金(固定)	153,908	-	150,000	3,908

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://toridori.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 基準日（12月末日）現在の当社株主名簿に記載又は記録された、当社株式を100株（1単元）以上保有する株主に対して、3,000円分のQUOカードを贈呈。

（注） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第9期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月31日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年3月31日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
（第10期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月13日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2025年2月13日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（届出を要しない株券等又は新株予約権証券等の発行）に基づく臨時報告書であります。
2025年3月31日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
2025年2月20日関東財務局長に提出
訂正報告書（上記(4)2025年2月13日提出分の臨時報告書の訂正報告書）

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月18日

株式会社トリドリ
取締役会 御中

EY日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太田 稔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 佳 祐

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドリの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドリ及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

インフルエンシ・プラットフォーム事業にかかる収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>連結財務諸表「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」及び（セグメント情報等）に記載のとおり、会社はインフルエンサー・プラットフォーム事業を営んでおり、「プロダクト領域」に含まれる「toridori base」は、連結損益計算書の売上高の64.6%を占めている。また、「マーケティングパートナー領域」の主要なサービスである「toridori ad」は、連結損益計算書の売上高の12.0%を占めている。</p> <p>「toridori base」は、顧客企業がインフルエンサーに直接PR投稿を依頼できるマーケティングプラットフォームサービスであり、「toridori ad」は、顧客企業がインフルエンサーに対し直接案件を掲載・募集できるマーケティングプラットフォームを運営する成果報酬型（アフィリエイト）広告サービスである。両サービスとも、顧客が期待する広告効果を得られるように、自社プラットフォームを利用し役務を提供することが主な履行義務であり、提供した役務を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識している。</p> <p>「toridori base」及び「toridori ad」は、共に自社で開発した情報システムによって運用されており、上述した収益認識の把握や会社が収受する報酬の計算といった一連の処理は、情報システム上で自動的に行われる。このように、「toridori base」及び「toridori ad」の売上高の計上にかかる主要なプロセスは、情報システムでの処理に高度に依存しており、取引が正確に計上されるためには、情報システムにかかる内部統制が適切に整備・運用される必要がある。</p> <p>また、「toridori base」は、顧客獲得を販売代理店に委託していることから、取引関係は相対的に複雑である。</p> <p>上記の通り、会社の売上高の計上プロセスの多くがシステムにより自動化された業務処理に依存しているため、想定通りに機能せず虚偽表示が生じた場合、その影響は広範囲に及び、かつ、その金額的重要性に鑑みると利益への影響も大きくなる可能性が高い。加えて、「toridori base」では、顧客獲得の大部分を販売代理店に委託していることから、特に取引の実在性に関してより慎重な監査上の検討を行う必要がある。したがって、当監査法人はインフルエンサー・プラットフォーム事業にかかる収益認識を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、「toridori base」及び「toridori ad」にかかる収益認識を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。その際、当監査法人内の情報システムの専門的知識を有するメンバーを関与させた。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理店との契約を含む、取引の開始から売上計上に至るまでの業務プロセスを理解するとともに、売上高に係る業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況を検討した。特に、ITに係る内部統制については以下を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務プロセスに関連するITに係る全般統制及び自動化された業務処理統制の整備状況を検討した。 ・アクセス権限管理やプログラム変更管理等、ITに係る全般統制の運用状況を検討した。 ・ITに係る自動化された業務処理統制について、ソースコードの確認、テストデータによる処理の確認、及び報酬額の算定についての再実施といった手続を実施し、運用状況を検討した。 <p>（2）実証手続の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプルベースで選定した月について、情報システムから抽出した売上データを入手し、会社が計上した売上高と整合していることを検討した。 ・「toridori base」の個別取引について、サンプルベースによりシステム画面を監査人自ら閲覧し登録情報や顧客の利用状況、インフルエンサーによるPR投稿を確かめること等により取引の実在性及び期間帰属の適切性を検討した。 ・「toridori ad」の個別取引について、サンプルベースにより証憑書類等と突合し、取引の実在性及び期間帰属の適切性を検討した。 ・売掛金残高について、サンプルベースにより顧客に対して、期末日を基準日とする残高確認手続を実施した。
---	---

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トリドリの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トリドリが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監

査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月18日

株式会社トリドリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 太田 稔

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 佳 祐

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドリの2025年1月1日から2025年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドリの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

インフルエンス・プラットフォーム事業にかかる収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>会社はインフルエンサー・プラットフォーム事業を営んでおり、損益計算書に計上されている売上高3,473,689千円は主として「toridori base」から構成されている。</p> <p>「toridori base」は、顧客企業がインフルエンサーに直接PR投稿を依頼できるマーケティングプラットフォームサービスである。当該サービスにおいては、顧客が期待する広告効果を得られるように、自社プラットフォームを利用し役務を提供することが主な履行義務であり、提供した役務を顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識している。</p> <p>「toridori base」は、自社で開発した情報システムによって運用されており、上述した収益認識の把握や会社が収受する報酬の計算といった一連の処理は、情報システム上で自動的に行われる。このように、「toridori base」の売上高の計上にかかる主要なプロセスは、情報システムでの処理に高度に依存しており、取引が正確に計上されるためには、情報システムにかかる内部統制が適切に整備・運用される必要がある。</p> <p>また、「toridori base」は、顧客獲得を販売代理店に委託していることから、取引関係は相対的に複雑である。</p> <p>上記の通り、会社の売上高の計上プロセスの多くがシステムにより自動化された業務処理に依存しているため、想定通りに機能せず虚偽表示が生じた場合、その影響は広範囲に及び、かつ、その金額的重要性に鑑みると利益への影響も大きくなる可能性が高い。加えて、顧客獲得の大部分を販売代理店に委託していることから、特に取引の実在性に関してより慎重な監査上の検討を行う必要がある。したがって、当監査法人はインフルエンサー・プラットフォーム事業にかかる収益認識を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、「toridori base」にかかる収益認識を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。その際、当監査法人内の情報システムの専門的知識を有するメンバーを関与させた。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代理店との契約を含む、取引の開始から売上計上に至るまでの業務プロセスを理解するとともに、売上高に係る業務プロセスの内部統制について、整備状況及び運用状況を検討した。特に、ITに係る内部統制については以下を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務プロセスに関連するITに係る全般統制及び自動化された業務処理統制の整備状況を検討した。 ・アクセス権限管理やプログラム変更管理等、ITに係る全般統制の運用状況を検討した。 ・ITに係る自動化された業務処理統制について、ソースコードの確認、テストデータによる処理の確認といった手続を実施し、運用状況を検討した。 <p>(2) 実証手続の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンプルベースで選定した月について、情報システムから抽出した売上データを入手し、会社が計上した売上高と整合していることを検討した。 ・個別取引について、サンプルベースによりシステム画面を監査人自ら閲覧し登録情報や顧客の利用状況、インフルエンサーによるPR投稿を確かめること等により取引の実在性及び期間帰属の適切性を検討した。 ・売掛金残高について、サンプルベースにより顧客に対して、期末日を基準日とする残高確認手続を実施した。
---	---

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。